

2023 年 5 月 19 日

「国における 2024 年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する陳情書

住 所 千葉市中央区中央 4-13-10 千葉県教育会館

団 体 名 子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会

千葉県市町村教育委員会連絡協議会

千葉県都市教育長協議会

千葉県町村教育長協議会

千葉県 P T A 連絡協議会

千葉県小学校長会

千葉県中学校長会

千葉県公立学校教頭会

千葉県養護教諭会

千葉県学校事務研究協議会

千葉県学校栄養士会

千葉県高等学校長協会

千葉県特別支援学校長会

千葉県高等学校教頭・副校長協会

千葉県特別支援学校副校長・教頭会

千葉県退職校長会

千葉県公立学校事務長会

千葉県公立高等学校事務職員会

千葉県高等学校 P T A 連合会

千葉県退職教職員の会

千葉県退職女性教職員の会

千葉県教職員組合

会 長 田中 弘美

習志野市議会議長

佐々木 秀一 様



【陳情事項】

2024 年度予算編成にあたり、憲法・子どもの権利条約の精神を生かし、子どもたちによりよい教育を保障するために、「国における 2024 年度教育予算拡充に関する意見書」を貴議会において採択していただき、政府及び関係行政官庁あてに意見書をご提出いただきたくお願い申し上げます。

【陳情理由】

貴議会におかれましては、日ごろから学校教育への深いご理解とご配慮をいただき深く感謝申し上げます。

さて、教育は日本の未来を担う子どもたちを心豊かに育てる使命を負っております。しかしながら、社会の変化とともに子どもたち一人ひとりを取りまく環境も変化して、教育諸課題や子どもの安全確保等の課題が山積しています。また、各地で地震や豪雨、台風などの大規模災害が立て続けに発生しました。災害からの復興は未だ厳しい状況の中にあるといわざるをえません。子どもたちの健全育成をめざし豊かな教育を実現させるためには、子どもたちの教育環境の整備を一層すすめる必要があります。

そこで、以下の項目を中心に、2024 年度にむけての予算の充実をはたらきかけていただきたいと考えます。

- ・ 災害からの教育復興にかかわる予算の拡充を十分にはかること
- ・ 少人数学級や小学校高学年専科を実現するため、公立義務教育諸学校の教職員定数を改善する計画を早期に策定・実現すること
- ・ 保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持すること
- ・ 現在の経済状況を鑑み、就学援助や奨学金事業にかかわる予算をさらに拡充すること
- ・ 子どもたちが地域で活動できる総合型地域クラブの育成等、環境・条件を整備すること
- ・ 安全・安心で個別最適な学びを実現する施設環境の整備にむけ、バリアフリー化や、洋式・多目的トイレ、空調設備設置等の公立学校施設整備費を充実すること
- ・ Society 5.0 にむけて、デジタル時代にふさわしい質の高い教育を実現するため、GIGA スクール構想を推進し、学校現場における様々な課題に対応できる環境を整えること
など

以上、昨今のさまざまな教育課題は、教育予算を十分に確保することにより、解決されるものが多くあります。

貴議会におかれましては、本陳情の趣旨についてご審議いただき、議決の上、政府及び関係行政官庁あてに意見書を提出していただきたくお願い申し上げます。

2023年5月19日

「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する陳情書

住 所 千葉市中央区中央 4-13-10 千葉県教育会館

団 体 名 子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会

千葉県市町村教育委員会連絡協議会

千葉県都市教育長協議会

千葉県町村教育長協議会

千葉県PTA連絡協議会

千葉県小学校長会

千葉県中学校長会

千葉県公立学校教頭会

千葉県養護教諭会

千葉県学校事務研究協議会

千葉県学校栄養士会

千葉県高等学校長協会

千葉県特別支援学校長会

千葉県高等学校教頭・副校長協会

千葉県特別支援学校副校長・教頭会

千葉県退職校長会

千葉県公立学校事務長会

千葉県公立高等学校事務職員会

千葉県高等学校PTA連合会

千葉県退職教職員の会

千葉県退職女性教職員の会

千葉県教職員組合

会 長 田中 弘美

習志野市議会議長

佐々木 秀一 様



【陳情事項】

2024年度予算編成にあたり「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」を貴議会において採択していただき、政府及び関係行政官庁あてに意見書をご提出いただきたくお願い申し上げます。

【陳情理由】

貴議会におかれましては、日ごろより学校教育への深いご理解とご配慮をいただき深く感謝申し上げます。

義務教育は、憲法の要請に基づき、子どもたち一人ひとりが国民として必要な基礎的資質を培うためのものです。教育の全国水準や機会均等を確保する義務教育の基盤づくりは、国の責務であり、そのために設けられたのが義務教育費国庫負担制度です。

しかし、かつては教材費、旅費、児童手当など多くの経費が対象となっていました。次第に対象から除外され給与費のみとなり、2005年には給与費の負担割合が3分の1に縮減されてしまいました。

現在、地方自治体の状況は様々であり、子どもたちととりまく教育環境にも格差が生じています。

国民に等しく義務教育を保障するという観点からいえば、財政的に最低保障として下支えしている義務教育費国庫負担制度は必要不可欠です。この制度が廃止されたり、国の負担割合がさらに下げられたりした場合、義務教育の水準にさらに格差が生まれることは必至です。

学校の基幹職員である学校事務職員・学校栄養職員を含め、教職員の給与を義務教育費国庫負担制度から適用除外することは、「義務教育費国庫負担法」第一条に明記されている「教育の機会均等とその水準の維持向上」という目的に反するばかりでなく、財政負担を地方自治体に課し、厳しい地方財政をさらに圧迫するものです。また、義務教育の円滑な推進を阻害するおそれも出てきます。よって、私たちは義務教育費国庫負担制度の堅持を強く要望します。

貴議会におかれましては、本陳情の趣旨についてご審議いただき、議決の上、政府及び関係行政官庁あてに意見書を提出していただきたくお願い申し上げます。

国連気候変動に関する政府間パネル（IPCC）「第6次統合報告書」に整合したNDC目標値の再検討を求める陳情

陳情趣旨

習志野市の地球温暖化に関する対策について、日頃より議会定例会で議論を深めてくださり、感謝申し上げます。

私たちは、地球規模の気候変動が引き起こす影響が深刻化している中、日本が果たすべき責任について強く懸念しています。2023年3月、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の「第6次評価報告書統合報告書」（以下統合報告書）が発表されました。この統合報告書によれば、温暖化を1.5°Cに抑えるためには、この10年で急速かつ大幅な温室効果ガス（GHG）の排出削減を行い、世界全体で2035年までに2019年比でGHG60%削減、二酸化炭素（CO₂）65%削減を目指すことが必要であると述べられています（資料2）。しかし、日本のGHG削減目標である「国が決定する貢献（NDC）」は、2030年に2013年度比46%削減、さらに50%の高みを目指すとしています。

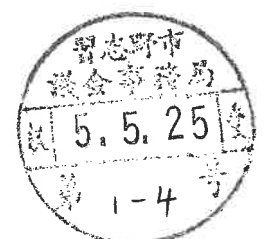
現状のままでは、日本のNDCはIPCCの求めるGHG削減量に整合しておらず、国際的な1.5°C目標の達成に貢献できない恐れがあります。日本の現在のNDCでは2035年までに2019年比でGHGは51%、CO₂は50%しか削減できない計算になるため、IPCCの要請する削減量に対してそれぞれ、GHGは1億900万t-CO₂、CO₂は1億5900万t-CO₂不足する計算となります（資料3）。※排出量データは地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）全体版「地球温暖化対策計画」を基に算出(<https://www.env.go.jp/content/900440195.pdf>)（資料1）

私たちは、日本政府に対してより高い目標を設定し、脱炭素社会の実現に向けた積極的な取り組みを行うことを強く望んでおります。また先進国の責任として、この地球規模の問題に対し、国際的に他国を牽引する様なリーダーシップを発揮することを期待しております。

そのために、添付のような意見書を提出することを6月の定例会にてご採択いただき、政府国会関係者にご提出いただきますようご依頼申し上げます。

陳情項目

内閣総理大臣並びに各関係省庁への意見書の提出



資料 1 地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）

第3節 温室効果ガス別その他の区分ごとの目標

2030年度における温室効果ガスの排出削減・吸収の量に関する温室効果ガス別その他の区分ごとの目標を以下のように設定する。

表1 温室効果ガス別その他の区分ごとの目標・目安

（単位：百万t-CO₂）

	2013年度 実績	2019年度 実績 (2013年度比)	2030年度の 目標・目安 ¹⁾ (2013年度比)
温室効果ガス排出量・吸収量	1,408	1,166 ²⁾ (▲17%)	760 (▲46%) ³⁾
エネルギー起源二酸化炭素	1,235	1,029 (▲17%)	677 (▲45%)
産業部門	463	384 (▲17%)	289 (▲38%)
業務その他部門	238	193 (▲19%)	116 (▲51%)
家庭部門	208	159 (▲23%)	70 (▲66%)
運輸部門	224	206 (▲8%)	146 (▲35%)
エネルギー転換部門 ⁴⁾	106	89.3 (▲16%)	56 (▲47%)
非エネルギー起源二酸化炭素	82.3	79.2 (▲4%)	70.0 (▲15%)
メタン (CH ₄)	30.0	28.4 (▲5%)	26.7 (▲11%)
一酸化二窒素 (N ₂ O)	21.4	19.8 (▲8%)	17.8 (▲17%)
代替フロン等4ガス ⁵⁾	39.1	55.4 (+42%)	21.8 (▲44%)
ハイドロフルオロカーボン (HFCs)	32.1	49.7 (+55%)	14.5 (▲55%)
パーフルオロカーボン (PFCs)	3.3	3.4 (+4%)	4.2 (+26%)
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	2.1	2.0 (▲4%)	2.7 (+27%)
三ふっ化窒素 (NF ₃)	1.6	0.26 (▲84%)	0.5 (▲70%)
温室効果ガス吸収源	—	▲45.9	▲47.7
二国間クレジット制度 (JCM)		官民連携で2030年度までの累積で、1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。	

¹⁾ エネルギー起源二酸化炭素の各部門は目安の値。

²⁾ 温室効果ガス総排出量から温室効果ガス吸収源による吸収量を差し引いたもの。

³⁾ さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。

⁴⁾ 電気熱配分統計誤差を除く。そのため、各部門の実績の合計とエネルギー起源二酸化炭素の排出量は一致しない。

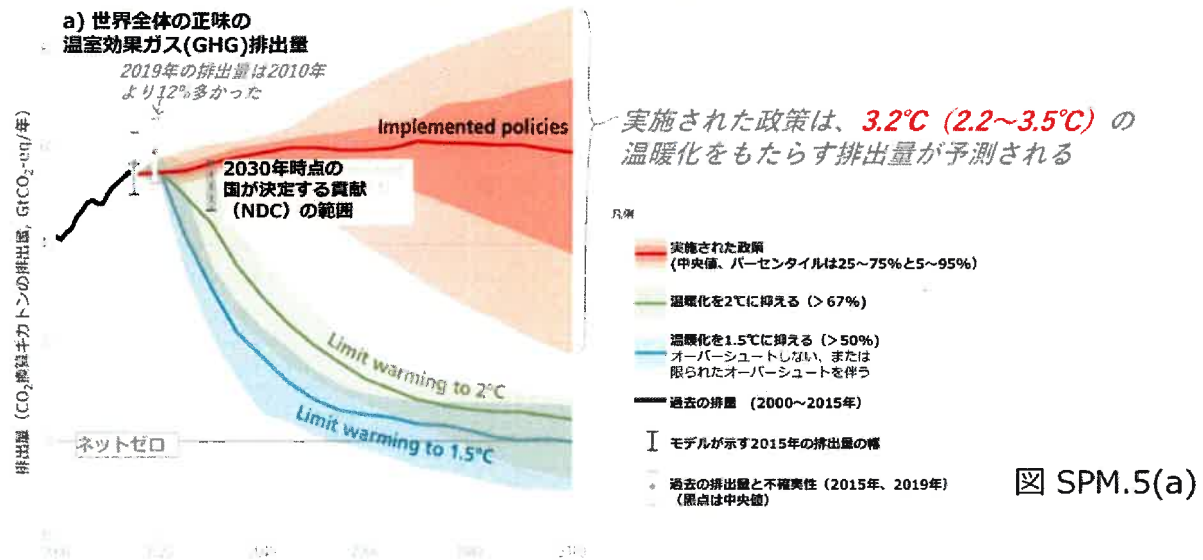
⁵⁾ HFCs、PFCs、SF₆、NF₃の4種類の温室効果ガスについては固年値。

資料2 1・ 5°C目標達成に必要な世界のGHGおよびCO2削減量

温暖化を1.5°C又は2°Cに抑える経路における温室効果ガス (GHG) 及びCO₂削減量 (2019年比)

		2019年の排出水準からの削減量(%)			
		2030	2035	2040	2050
オーバーシュートしない又は限られたオーバーシュートを伴って温暖化を 1.5° C(>50%)に抑える	GHG	43 [34-60]	60 [48-77]	69 [58-90]	84 [73-98]
	CO ₂	48 [36-69]	65 [50-96]	80 [61-109]	99 [79-119]
温暖化を 2° C(>67%)に抑える	GHG	21 [1-42]	35 [22-55]	46 [34-63]	64 [53-77]
	CO ₂	22 [1-44]	37 [21-59]	51 [36-70]	73 [55-90]

CO₂正味ゼロ及びGHG正味ゼロの排出量は全ての部門における大幅な削減によって実現しうる



出典：環境省地球環境局「IPCC 第6次評価報告書(AR6)統合報告書 (SYR) の概要」2023年4月、4頁。

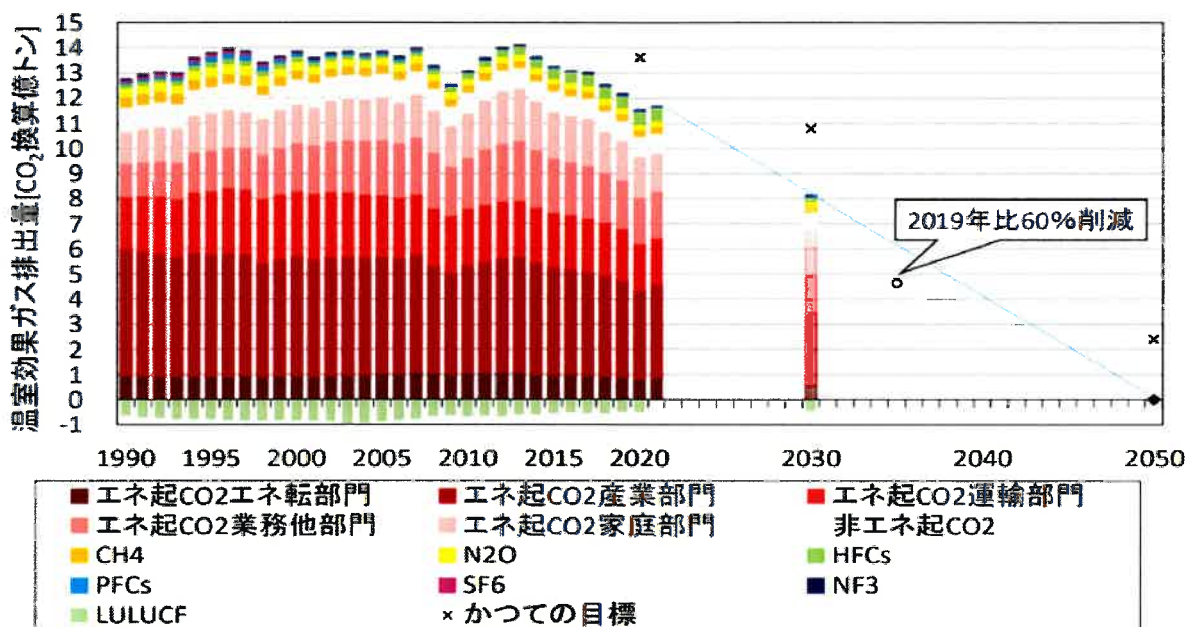
添付資料1の図表は、IPCC統合報告書の政策決定者向け要約 (SPM) の内容を環境省がまとめたものです。

上の表は、温暖化を1.5°Cまたは2°Cに抑えるシナリオにおいて、2050年までに必要な世界の温室効果ガス (GHG) と二酸化炭素 (CO₂) の削減量をパーセントで示しています。赤い線で囲っているところが、1.5°C目標を達成するために必要な削減割合を示しており、上段が温室効果ガス、下段が二酸化炭素の必要な削減量を表しています。これらは全て2019年を基準にしています。これを見ると、2035年までにGHG排出量を60%、CO₂を65%まで削減する必要があるということが分かります。

表の下のグラフは、シナリオごとの2100年までの世界のGHG排出量の推移を示しています。赤線と赤色の範囲は、現状維持シナリオにおける世界の排出量の推移を表しているものになります。IPCCによれば、現状の政策が維持された場合、世界の平均気温は産業革命前と比較して、2.2°Cから3.5°C、平均して3.2°Cほど上昇すると予測しています。

そのため、世界の気温上昇を1.5°Cまたは2°Cに抑えるには、この10年間に全ての部門において急速かつ大幅で、ほとんどの場合即時のGHGの排出削減が必要であると論じています。グラフの緑の範囲が、温暖化を2°C以下に抑える場合、青の範囲が、温暖化を1.5°C以下に抑える場合に必要とされる排出量削減の推移となります。どちらのシナリオの場合でも、世界各国のGHG排出量は、2020年から遅くとも2025年までにピークを迎えますが、その後急速な削減化の実現が必要であり、現時点のNDC目標ではそれが不十分である事を示しています。

資料3 日本のNDCによるGHG排出量の推移とIPCC統合報告書の削減目標



出典：IPCC・AR6統合報告書オンラインイベント『執筆者と深掘り！気候変動の最新知見と、これから』配布資料「WG3：気候変動の緩和 - 増井利彦」4p (https://taiwa.nies.go.jp/activity/img/event2023_0327/wg3.pdf)

このグラフは、日本の研究者でIPCC報告書の執筆に参加した増井利彦氏がオンラインイベントで公表したグラフを引用しています。グラフのデータは国立環境研究所の発表しているGHG速報値に基づいて作成されています。

グラフの帯になっているところは、2021年までの日本のGHG排出量を示しています。2013年の日本のGHG排出量は14億8000万t-CO₂、CO₂排出は13億1700万t-CO₂であり、2019年の排出量はそれぞれGHG11億6600万t-CO₂、CO₂10億6700万t-CO₂（温室効果ガス吸収源4590万tの内90%がCO₂であるとして算出）でした。政府は2030年までにGHG排出量を7億6000万t-CO₂、CO₂排出量を7億0000万t-CO₂（温室効果ガス吸収源4770万t-CO₂及び二国間クレジット制度500万t-CO₂^{補足1}の内90%がCO₂であるとして算出）にまで削減することを目指しています。

また青い線が、2050年のカーボンニュートラルに至るまでの日本のGHG排出量の推定値を表しています。2050年カーボンニュートラルからバックキャストする形で、2030年の目標が決められていることも示されています。

グラフの白い丸が、IPCC統合報告書の要請する数値を示しています。この白丸は日本のNDC推定値よりも下にあることから、現在推定される日本のGHG削減量の計画ではIPCCの要請を下回っていることが分かります。IPCCが要請する2035年までにGHG60%、CO2 65%削減を目指す場合、2035年の日本の排出量はそれぞれ4億6600万t-CO2、3億7300万t-CO2まで削減せねばなりません。

現在の日本の計画では、2019年から2030年までの削減量は年当りGHG約3700万t-CO2、CO2約3300万t-CO2であるため、2030年から2035年までさらに同量が削減され続けると想定すると、日本の2035年のGHGとCO2の排出量はそれぞれ5億7500万t-CO2、5億3300万t-CO2になると推定されます。これは2019年度比でGHGは51%、CO2は50%しか削減できていないことになるため、IPCCの要請する削減量に対して、それぞれ1億900万t-CO2、1億5900万t-CO2が不足する計算となります。

参考資料 炭素予算（カーボンバジェット）の考え方

2050年カーボンニュートラルからバックキャストする形で、2030年の目標が決められていることの何が問題なのか分かりにくいと思いますので、補足的な説明を加えます。

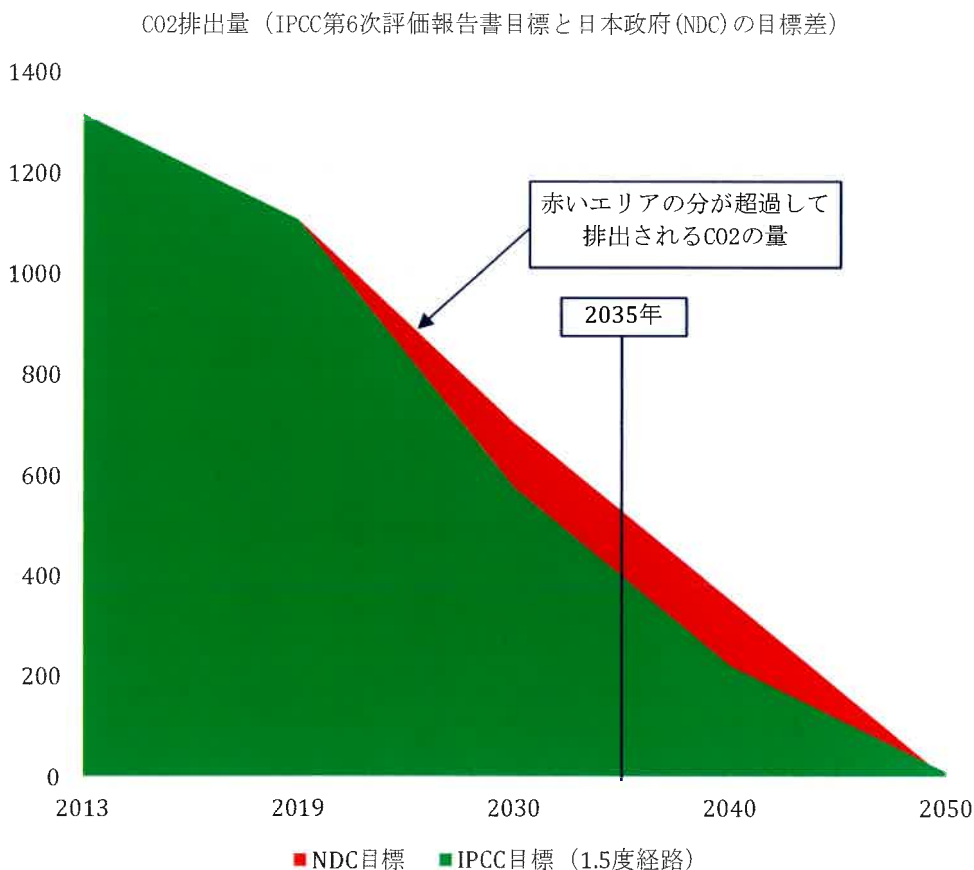
1850～1900年から2010～2019年にかけての地球温暖化（℃）		1850～2019年にかけての過去の累積CO ₂ 排出量（GtCO ₂ ）					
<u>1.07</u> （可能性が高い範囲：0.8～1.3）		<u>2390</u> （可能性が高い範囲：±240）					
1850～1900年を基準とする気温上限までのおおよその地球温暖化（℃）*(1)	2010～2019年を基準とする気温上限までの追加的な地球温暖化（℃）	<u>2020年初頭からの</u> 残余カーボンバジェット推定値（GtCO ₂ ） 気温上限までで地球温暖化を抑制できる可能性*(2)					非CO ₂ 〔温室効果ガス〕排出削減量のぼらつき*(3)
		17%	33%	50%	67%	83%	
<u>1.5</u>	0.43	900	650	500	<u>400</u>	300	非CO ₂ 〔温室効果ガス〕排出削減量の増減により、左記の値は220 GtCO ₂ 以上増減しうる
1.7	0.63	1450	1050	850	700	550	
2.0	0.93	2300	1700	1350	1150	900	

1.5℃の目標のうち、これまでに既に1℃の気温上昇が見られる。排出できる量は決して多くない。

出典：IPCC第6次評価報告書 第3次作業部会報告書 オンラインイベント『速報解説セミナー』資料「IPCC第6次評価報告書第3作業部会の注目点について - 増井利彦」7p (<https://www.wwf.or.jp/activities/data/20220418climatemasui.pdf>)

私たち人類は今まで全世界で2390Gt-CO₂のCO₂を排出してきました。その結果として1.07°Cの気温上昇を招いています。今後地球の気温が何度上昇するかは、CO₂の総排出量によって決まると言われおり、その総排出量から今までの排出量を引いた残りが上の表の「残余カーボンバジェット」になります。つまりCO₂を「あとこれだけ出していいですよ」と言う量です。

2020年以降の世界のCO₂排出量は年度別に（20年:31.7Gt / 21年:36.3Gt / 22年:36.8Gt）であり、既に104.8Gt-CO₂を使っています。地球温暖化を1.5°Cで食い止めようと思えば、300Gt-CO₂弱しか残されていないことになります。



国立研究開発法人 国立環境研究所 「日本の温室ガス排出量データ」及び「IPCC第6次評価報告書」を元に提出者作成

このグラフはIPCCとNDCの目標の差異を表しています。赤い色で示した部分が「残余カーボンバジェット」を超える部分です。2050年カーボンニュートラルから直線的な線で中間目標を決められてしまうと、このように1.5°C目標を守れなくなってしまいます。

日本を含め先進国は経済発展とともにCO₂を大量に放出してきました。つまり今まで放出されたCO₂の総排出量に対して重い責任がある訳です。IPCC第6次統合報告書では、1.5°Cと2°Cでは地球環境に与える影響に大きな差があり、人類を含む生態系にも非常に深刻なリスクをもたらすことが示されています。

日本は先進国の一員として一刻も早く地球温暖化1.5°Cに抑える道筋に合わせた目標を再設定することが必要であり、そこから生まれた法整備や新たな技術革新などは、新興国の温室効果ガスの対策の模範となり、これまで以上に大きな世界貢献を果たすことが出来ると思います。

補足1

二国間クレジット制度 (JCM) については、環境省より「2030年までの累計で1億t-CO₂」との表記について、以下のような説明 (電話にて質問 - 回答) がありました。

『10年間で1億t-CO₂であり、1年では1000万tとなる。又我が国の実績として組み込める量はその内の半分500万tであり、それを二国間クレジット制度の数値として考えている』

2030年度の各項目毎の数値を加算 (温室効果吸収源も含む) した合計排出量は7億6560万t-CO₂であり、温室効果ガス全体として示されている7億6000万t-CO₂との差は▲560万t-CO₂となります。環境相の説明する500万tとの間に▲60万tの差がある為、そのことについて確認したところ、それぞれの数値を四捨五入した結果であり、誤差の範囲内であるとのこと。

補足2

一部会派の方々にメールの添付資料や印刷物でお渡しした資料がありますが、補足1の反映など再計算により数値が異なっている所がありますので、お手数おかけして大変申し訳ありませんが、そちらは破棄して頂きたくよろしくお願い申し上げます。

提出日：令和5年5月25日

陳情者住所：習志野市花咲2-8-14 ベルエア一高島205号

ふりがな よしの としゆき
氏 名：吉野 俊行

連絡先： 

習志野市議会議長 佐々木 秀一 様

北朝鮮の金正恩氏（以下、敬称略）による人工衛星と称する事実上の弾道ミサイル等の発射、これが本年5月末以降6月議会会期末までに実行された場合、市議会で

「金正恩に抗議する決議」を求める陳情

本陳情は作成日（令和5年5月30日）以降、提出日（同年6月1日）まで及び政府公報、マスコミ報道等のタイムラグにより、金正恩により事実上の弾道ミサイルが発射された後の提出になる可能性があります。提出時に既に発射がなされていた場合は表題等の文章表現を事後（過去形）、事実を読み替えてくださいますようお願いいたします。

【陳情趣旨】

北朝鮮の金正恩が令和5年5月29日に近々、人工衛星と称する事実上の弾道ミサイル等の発射を通報（予告）してきました。

習志野市議会では昨年3月及び12月に同趣旨の決議文を発出していますが、弾道ミサイル等の発射を一向に止める気配のない金正恩に対し、平和を愛しこれを希求する習志野市（民）として、その心意気を、朝鮮人が発射を続ける限り何度でも抗議文を決議・発出することが必要だと思えます。

【陳情項目】

表題の通りです。

尚、本陳情提出後、6月議会会期末までに金正恩が核実験を行った場合は、委員会、本会議等で核実験に対する抗議文の追加発出もご検討ください。その理由は単純明快です。「金正恩（北朝鮮）には核の保有が国際社会（国連）で認められていないため」です。

令和5年6月1日

習志野市鷺沼台4-7-2

緒方直行

習志野市議会議長 佐々木 秀一 様



日本人とは明確に区別され、法的な保護の対象外（受給する権利がない）である外国人が勝手に保護を申請し「準用」と称して施して差し上げているにも拘わらず、不正受給の係数（累積未返還率）が日本人世帯の約3倍もある外国人不正受給世帯が、さらに過ち（不正受給）を重ねることがないようにかつ速やかな一括全額完納に向け指導、監督、督促、告訴等を強化するよう求める本文10枚組の陳情

*市議会ホームページ（令和5年5月23日付）によると、「議会運営委員会を経て付議されることとなった請願・陳情は、本文のみホームページにおいて公開されます。参考資料は公開されません。」とありますが、本年6月1日以降の私の陳情に係る「当局から受領した情報等（公文書）」はすべて「本文」とさせていただきます。参考資料ではありませんので予めご承知おきください。従いまして本陳情が委員会に付託され市議会ホームページ他で公開される場合は10枚すべてを公開ください。また、委員会では議事録に残すため公文書（本文の一部）以外は朗読をお願いいたします。

【陳情趣旨】

生活保護法で定められた保護の対象である「国民」に外国人は含まれないことが最高裁判所で確定されています。にもかかわらず「準用」と称して受給権（権利）がないにもかかわらず申請のあった外国人にも日本人とほぼ同等の要件が揃えば事実上保護して差し上げています。これは日本人が古来から培ってきた寛容性、性善説、慈愛の精神などに起因するある種の誇りでもありました。

さて習志野市の令和3年度末の生活保護受給世帯数は1845世帯で、その内訳は日本人世帯1792、外国人世帯53です。同様に生活保護78条適用不正受給（累積未返還）世帯数は111世帯であり、日本人世帯102、外国人世帯9です。

これ等の数値を用いて不正受給に係る係数（以下、「累積未返還世帯率」という）を算出すると、日本人世帯5.7%（ $102 \div 1792$ （%））、外国人世帯17.0%（ $9 \div 53$ （%））となり、外国人世帯は日本人世帯の約3倍もの驚異的かつ異常値を示しています。

*累積未返還世帯数には現在は受給していない世帯も含まれているようですが、不正受給を犯した時点では間違いなく受給者であったためこれを分子としています。

さらに外国人世帯を国籍別で見ると、不正受給累積未返還率が最悪なのは、

- ・フィリピン人世帯35.7%（ $5 \div 14$ （%））、実に3世帯に1世帯が累積未返還世帯です。言い換えると3世帯に1世帯は犯罪者の蓋然性が高いと言えます。
- ・次点はブラジル人世帯20.0%、以下、ペルー人世帯16.7%、韓国人世帯15.5%です。同様に5, 6, 7世帯に1世帯は犯罪者の蓋然性が高いと言えます。



上記の通り日本人世帯の累積未返還世帯率は5.7%(18世帯に1世帯が犯罪者の蓋然性が高い)ですので習志野市の生活保護制度が結果(実態)として如何に当該国等の不正受給外国人に食い物にされているかが推察されます。因みに一般日本人世帯の犯罪率は0.1%にも満たない(1000世帯に1世帯もない)といわれているため比較する価値が認められません。

これは寛容性、性善説、慈愛の精神等で施して差し上げている生活保護制度に対する不正受給外国人からの挑戦(制度の悪用)といっても過言ではないと思います。決して許されるものではありません。

[当局から受領した情報等(公文書)8枚(すべて陳情趣旨の本文です)]

*手書き部分については陳情人による加筆です。

- 本文 3 / 10 (別紙) 外国人世帯、日本人世帯別不正受給未納状況及び保護状況
- 本文 4 / 10 (別紙) 不納欠損≡不正受給に対する市による債権償却(放棄)状況
- 本文 5 / 10 (別紙) 過年度国籍別生活保護受給外国人世帯数及びその年代別分布
- 本文 6 / 10 (別紙) 平成30年度中に新たに発覚した不正受給外国人世帯
【フィリピン人2世帯】
- 本文 7 / 10 (別紙) 令和元年度中に新たに発覚した不正受給外国人世帯【ペルー人1世帯】
- 本文 8 / 10 (別紙) 令和2年度中に新たに発覚した不正受給外国人世帯
【韓国人2世帯、ブラジル人1世帯】
- 本文 9 / 10 (別紙) 令和3年度中に新たに発覚した不正受給外国人世帯
【ペルー人1世帯、韓国人1世帯、フィリピン人2世帯】
- 本文 10 / 10 (別紙) 生活保護費モデル世帯別基準額(令和4年度)

【陳情項目】

表題の通りです。

78条を適用(悪質性を認定)した場合、初回については概ね1年以内、2回目以降は3か月以内で全額返還させること。これらに応じない場合は可及的速やかに警察へ告訴願います。

令和5年6月1日

習志野市鷺沼台4-7-2

緒方直行

習志野市議会議長 佐々木 秀一 様

本文 3/10

外国人世帯、日本人世帯別不正受給未納状況及び保護状況表

	H30年度末(R元年度へ繰越分) (上段)不正受給未納世帯数 (下段)不正受給未納額	R元年度末(R2年度へ繰越分) (上段)不正受給未納世帯数 (下段)不正受給未納額	R2年度末(R3年度へ繰越分) (上段)不正受給未納世帯数 (下段)不正受給未納額	R3年度末(R4年度へ繰越分) (上段)不正受給未納世帯数 (下段)不正受給未納額
外国人世帯 (世帯主が外国籍)	2世帯 (フィリピン2) 981,731円	4世帯 (フィリピン3、ペルー) 1,983,676円	7世帯 (フィリピン3、ペルー1、 ブラジル1、韓国2) 2,285,083円	9世帯 (フィリピン5、ペルー1、 ブラジル1、韓国2) 3,956,913円
日本人世帯	92世帯 101,507,929円	95世帯 115,721,796円	101世帯 126,226,864円	102世帯 135,121,415円
合計	94世帯 (保護43世帯、廃止51世帯) 102,489,660円	99世帯 (保護47世帯、廃止52世帯) 117,705,472円	108世帯 (保護51世帯、廃止57世帯) 128,511,947円	111世帯 (保護61世帯、廃止50世帯) 139,078,328円

H30年度 (上段)世帯数 (下段)保護費	R元年度 (上段)世帯数 (下段)保護費	R2年度 (上段)世帯数 (下段)保護費	R3年度 (上段)世帯数 (下段)保護費
43世帯 96,538,707円	47世帯 102,465,923円	50世帯 102,140,980円	53世帯 112,560,982円
1,712世帯 3,442,207,747円	1,726世帯 3,558,912,658円	1,775世帯 3,666,477,126円	1,792世帯 3,529,470,455円
1,755世帯 3,538,746,454円	1,773世帯 3,661,378,581円	1,825世帯 3,768,618,106円	1,845世帯 3,642,031,437円

※未納世帯数、未納額は過去からの累計数

※R元年度より増加したフィリピン世帯は日本人配偶者の死去により、世帯主がフィリピン人に変更したため。
その他の増加(フィリピン2、ペルー1、ブラジル1、韓国2)は各年度新規発生分。

※世帯数は各年度末時点

※保護費は年間の支給総額

年度別不納欠損(不正受給)金額

H26年度	8世帯 6,240,063円	日本人世帯 7世帯 4,525,938円 外国人世帯 1世帯(フィリピン) 1,714,125円	金銭債権の消滅時効による (地方自治法第236条)
H27年度	4世帯 6,309,116円	日本人世帯 4世帯 6,309,116円	金銭債権の消滅時効による (地方自治法第237条)
H28年度	4世帯 4,037,982円	日本人世帯 4世帯 4,037,982円	金銭債権の消滅時効による (地方自治法第238条)
H29年度	1世帯 395,072円	日本人世帯 1世帯 395,072円	金銭債権の消滅時効による (地方自治法第239条)
H30年度	5世帯 1,074,072円	日本人世帯 5世帯 1,074,072円	金銭債権の消滅時効による (地方自治法第240条)
R元年度	5世帯 1,805,586円	日本人世帯 5世帯 1,805,586円	金銭債権の消滅時効による (地方自治法第241条)
R2年度	9世帯 6,432,058円	日本人世帯 9世帯 6,432,058円	金銭債権の消滅時効による (地方自治法第242条)
R3年度	2世帯 1,755,631円	日本人世帯 2世帯 1,755,631円	金銭債権の消滅時効による (地方自治法第243条)

本文 4/10 の通り番号よ、と同一世帯で

韓国人2世帯は、本文 8/10 及び 9/10 を足した
た世帯数だと数値が違います。
これは、本文 8/10 及び 9/10 の3世帯の内
同一世帯があるためです。
・フィリピン人世帯は5とありますが、
本文 6/10 及び 本文 9/10 を足したと4と
数値が違います。
→ 残りの1世帯は日本人世帯主の死去により
フィリピン人が新たに世帯主となった
ためです。

本文 4/10

不正受給者における過年度不納欠損の令和3年度末時点の生活保護受給状況の資料

不納欠損者を含む世帯の令和3年度末保護状況等

年度	通し番号	欠損処理額	保護の有無	世帯主と欠損時世帯主との続柄・国籍	初度不正受給年月	金額	最新不正受給年月	金額	累積不正受給件数	性別	年齢	状況	
H26	1	19,505	無							男	60代	H21死亡	
	2	1,714,125	無							女	50代	存命	
	3	370,500	無							男	70代	不明	
	4	688,745	無							女	50代	存命	
	5	428,387	無							女	60代	存命	
	6	1,961,042	無							男	70代	H25死亡	
	7	284,659	無	本人・日本			保存期間経過		1	男	60代	R3死亡	
	8	773,100	無							男	70代	存命	
H27	9	2,440,000	無							女	70代	H23死亡	
	10	745,000	無							女	60代	H23死亡	
	11	2,415,616	無							男	40代	H23死亡	
	12	708,500	無							男	20代	不明	
H28	13	58,128	無							男	50代	不明	
	14	2,043,080	有	本人・日本			保存期間経過		2	女	60代	存命	
	15	770,000	無							男	60代	H24死亡	
	16	1,166,774	無							男	70代	不明	
	H29	395,072	無							女	50代	存命	
	H30	350,000	無							男	70代	不明	
R1	19	117,815	無							男	70代	不明	
	20	73,692	無							男	50代	H29死亡	
	21	215,875	無							男	60代	不明	
	22	316,690	無							男	60代	H25死亡	
	23	65,929	無							男	70代	H26死亡	
	24	191,794	無							女	50代	不明	
	25	330,000	無							男	40代	H27死亡	
	26	333,459	無							男	60代	H26死亡	
	27	884,404	無							男	60代	不明	
	R2	28	45,000	無							男	60代	H27死亡
29		123,429	無							女	50代	存命	
30		303,468	無							女	80代	H31死亡	
31		395,000	有	本人・日本			保存期間経過	H19.11	7,114,718	2	女	50代	存命
32		427,738	無							男	80代	H27死亡	
33		473,300	無							男	60代	不明	
34		908,765	無							男	70代	不明	
35		1,187,529	無							女	40代	不明	
R3	36	2,567,829	無							男	60代	H29死亡	
	37	1,440,775	無							男	30代	不明	
	38	314,856	無							女	60代	H28死亡	

内訳

31			
年度	年度当初額	返還額	年度末未納額
H23	7,114,718	34,718	7,080,000
H24	7,080,000	5,000	7,075,000
H25	7,075,000	26,000	7,049,000
H26	7,049,000	34,000	7,015,000
H27	7,015,000	32,000	6,983,000
H28	6,983,000	29,000	6,954,000
H29	6,954,000	18,500	6,935,500
H30	6,935,500	12,000	6,923,500
R1	6,923,500	16,500	6,907,000
R2	6,907,000	16,500	6,890,500
R3	6,890,500	18,000	6,872,500

通し番号と本文3の平成29年度に不納欠損処理した。フリビニ人世帯(処理額=1,714,125円)は同一世帯可。

- ・H24年度、H25年度につきまして、不納欠損関係の文書は、保存期間が経過したため、習志野市文書管理規定に基づき廃棄済みとなっております。
- ・3名分の詳細に係る文書につきましても同様に、保存期間が経過したため、習志野市文書管理規定に基づき廃棄済みとなっております。
- ・No.7、14について、これ以降の78条徴収金の発生はありません。
- ・死亡者の年齢については、死亡時点の年齢です。

本文 5/10

令和4年10月27日
習志野市健康福祉部生活相談課
各年度 7月1日現在 表1

右下に記述

被保護外国人世帯数（世帯主の国籍・世帯人員）

	令和4年度		令和3年度		令和2年度		令和元年度		平成30年度		平成29年度		平成28年度		平成27年度		平成26年度	
	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員
韓国・朝鮮																		
韓国	13	13	13	13	11	11	10	10	12	12	10	10						
朝鮮	2	2	2	2	3	3	4	4	4	4	4	4						
中国・台湾	5	7	5	7	4	4	5	6	5	6	5	7	4	7	3	5	2	4
フィリピン	16	19	14	16	13	15	11	18	10	18	12	26	14	30	13	28	11	25
ブラジル	6	9	5	7	5	7	5	7	4	5	4	5	4	5	3	4	2	3
ペルー	7	14	6	13	6	14	5	13	5	12	5	11	4	8	4	9	4	10
エチオピア	1	2	1	2	1	2	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ナイジェリア	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
タイ	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2	3	2	5	2	7
イラン	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	1	2	1	2	1	2
ウクライナ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3	1	3
パキスタン	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	5
カメルーン	1	2	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
スーダン	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	54	71	48	63	44	57	42	61	41	58	43	67	42	68	39	68	34	69

*表1は、各年度7月1日現在で、世帯主が外国人世帯。世帯主の国籍およびその世帯人数の合計
*被保護世帯の主が外国人およびその世帯員数であり、同居の配偶者、子、その他親族が主と同じ国籍とは断定できません。

令和4年度被保護外国人世帯の構成（世帯主の性別・年代）

7月1日現在 表1-2

国籍	性別	10歳未満	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90代
韓国	男						2	1	3	1	
	女				1		2	1	2		
朝鮮	男									1	
	女									1	
中国・台湾	男								1		
	女					2	1		1		
フィリピン	男										
	女				1	3	7	4	1		
ブラジル	男										
	女							1	4	1	
ペルー	男				1		1	1			
	女				1	1	1	1			
エチオピア	男										
	女				1						
カメルーン	男										
	女				1						
ナイジェリア	男							1			
	女										
スーダン	男										
	女				1						
タイ	男										
	女						1				

各年度末現在 表2

年度	世帯数	人員
H26	40	72
H27	43	73
H28	42	67
H29	40	58
H30	44	61
R元	43	63
R2	46	66
R3	49	71

*表2は、3月中に保護を受給した外国人を3月末日でカウントした資料

生活保護状況

年度	世帯数	人員
H29	1,733	2,204
H30	1,755	2,197
R元	1,773	2,226
R2	1,825	2,229
R3	1,845	2,238

・本文5/10の最下段に記載した国籍別の累積未返還世帯率算出の「分母」に用いたのは、還令和3年度の世帯数で。

本文 6/10

平成30年度末時点生活保護法第78条徴収金未納外国人の令和4年7月末状況

単位 (円)

平成30年度末		令和4年7月末					
世帯数	未納額	国籍変更	令和元年度返納額	令和2年度返納額	令和3年度返納額	令和4年度中返納額	未納残額
2世帯 (フィリピン2)	981,731	-	100,000	89,000	54,000	9,000	729,731

(内訳)

単位 (円)

平成30年度末		令和4年7月末					
世帯	未納額	国籍変更	令和元年度返納額	令和2年度返納額	令和3年度返納額	令和4年度中返納額	未納残額
イ世帯	258,000	なし	40,000	29,000	21,000	6,000	162,000
ロ世帯	723,731	なし	60,000	60,000	33,000	3,000	567,731

単位 (円)

イ 2件(うち1件完納)			
	年度当初額	返還額	年度末未納額
平成22年度	607,452	0	607,452
平成23年度	607,452	207,452	400,000
平成24年度	400,000	0	400,000
平成25年度	400,000	0	400,000
平成26年度	400,000	4,000	396,000
平成27年度	396,000	36,000	360,000
平成28年度	360,000	44,000	316,000
平成29年度	316,000	38,000	278,000
平成30年度	278,000	20,000	258,000
令和元年度	258,000	40,000	218,000
令和2年度	218,000	29,000	189,000
令和3年度	189,000	21,000	168,000
令和4年度	168,000	6,000	162,000

性別	女
年齢	50代
状況	存命
不正受給開始年月	保存期間経過
最終不正受給年月	保存期間経過
完済見込時期	未定

単位 (円)

ロ			
	年度当初額	返還額	年度末未納額
平成22年度	828,731	0	828,731
平成23年度	828,731	0	828,731
平成24年度	828,731	0	828,731
平成25年度	828,731	0	828,731
平成26年度	828,731	0	828,731
平成27年度	828,731	25,000	803,731
平成28年度	803,731	50,000	753,731
平成29年度	753,731	10,000	743,731
平成30年度	743,731	20,000	723,731
令和元年度	723,731	60,000	663,731
令和2年度	663,731	60,000	603,731
令和3年度	603,731	33,000	570,731
令和4年度	570,731	3,000	567,731

性別	女
年齢	50代
状況	存命
不正受給開始年月	保存期間経過
最終不正受給年月	保存期間経過
完済見込時期	未定

R5年6月5日
一字改正

※完済見込時期については、1年毎に経済状況等を確認し、金額の見直しを行うため、現時点での完納時期は未定となります。

生活保護の受給権がない外国人に準用と称して施している方もあつた。不正受給を行った。いわば恩を仇で返しているといわざるを得ない方々です。

本文 7/10

令和元年度発生生活保護法第78条徴収金未納外国人の令和4年7月末状況

単位 (円)

令和元年度末		令和4年7月末					
世帯数	未納額	国籍変更	令和元年度返納額	令和2年度返納額	令和3年度返納額	令和4年度中返納額	未納残額
1世帯 (ペルー)	610,155	-	60,000	0	0	0	610,155

(内訳)

単位 (円)

令和元年度末		令和4年7月末					
世帯	未納額	国籍変更	令和元年度返納額	令和2年度返納額	令和3年度返納額	令和4年度中返納額	未納残額
R元-1世帯	610,155	なし	60,000	0	0	0	610,155

単位 (円)

R元-1			
	年度当初額	返還額	年度末未納額
令和元年度	670,155	60,000	610,155
令和2年度	610,155	0	610,155
令和3年度	610,155	0	610,155
令和4年度	610,155	0	610,155

性別	男
年齢	50代
状況	存命
不正受給開始年月	H27.9
最終不正受給年月	R1.6
完済見込時期	未定

※完済見込時期については、1年毎に経済状況等を確認し、金額の見直しを行うため、現時点での完納時期は未定となります。

生活保護の受給権がない外国人に準用と称して施しているにもかかわらず、不正受給を行った、いわゆる「恩を仇で返している」といわれるを得ない方

本文 8/10

令和2年度発生生活保護法第78条徴収金未納外国人の令和4年7月末状況

単位 (円)

令和2年度末		令和4年7月末				
世帯数	未納額	国籍変更	令和2年度返納額	令和3年度返納額	令和4年度中返納額	未納残額
3世帯 (韓国2) ブラジル1)	555,407	-	477,140	160,000	32,000	363,407

(内訳)

単位 (円)

令和2年度末		令和4年7月末				
世帯	未納額	国籍変更	令和2年度返納額	令和3年度返納額	令和4年度中返納額	未納残額
R2-1世帯	349,682	なし	10,000	50,000	20,000	279,682
R2-2世帯	45,725	なし	21,000	30,000	12,000	3,725
R2-3世帯	160,000	なし	446,140	80,000	0	80,000

単位 (円)

R2-1 (韓国)			
	年度当初額	返還額	年度末未納額
令和2年度	359,682	10,000	349,682
令和3年度	349,682	50,000	299,682
令和4年度	299,682	20,000	279,682

性別	男
年齢	50代
状況	存命
不正受給開始年月	R1.5
最終不正受給年月	R1.12
完済見込時期	未定

単位 (円)

R2-2 (韓国)			
	年度当初額	返還額	年度末未納額
令和2年度	66,725	21,000	45,725
令和3年度	45,725	30,000	15,725
令和4年度	15,725	12,000	3,725

性別	女
年齢	60代
状況	存命
不正受給開始年月	H31.4
最終不正受給年月	R1.5
完済見込時期	未定

単位 (円)

R2-3 (ブラジル)			
	年度当初額	返還額	年度末未納額
令和2年度	606,140	446,140	160,000
令和3年度	160,000	80,000	80,000
令和4年度	80,000	0	80,000

性別	女
年齢	70代
状況	存命
不正受給開始年月	H29.5
最終不正受給年月	R2.6
完済見込時期	未定

※完済見込時期については、1年毎に経済状況等を確認し、金額の見直しを行うため、現時点での完納時期は未定となります。

生活保護の受給権がない外国人雇用と称して施しているにもかかわらず、不正受給を行った。いわは、「恩を仇で返している」といわざるを得ない方々です。
 外国人(R2-1とR2-2)と本文8/10の外国人(R3-2)には同一世帯が含まれています。

本文 9/10

令和3年度発生生活保護法第78条徴収金未納外国人の令和4年7月末状況

単位 (円)

令和3年度末		令和4年7月末			
世帯数	未納額	国籍変更	令和3年度返納額	令和4年度中返納額	未納残額
4世帯 (ペルー1 韓国 1、フィリピン 2)	1,985,045	-	64,403	55,209	1,929,836

(内訳)

単位 (円)

令和3年度末		令和4年7月末			
世帯数	未納額	国籍変更	令和3年度返納額	令和4年度中返納額	未納残額
R3-1世帯	18,896	なし	0	0	18,896
R3-2世帯	217,798	なし	54,000	24,000	193,798
R3-3世帯	228,868	なし	10,403	31,209	197,659
R3-4世帯	1,519,483	なし	0	0	1,519,483

単位 (円)

R3-1 (ペルー)			
	年度当初額	返還額	年度末未納額
令和3年度	18,896	0	18,896
令和4年度	18,896	0	18,896

性別	男
年齢	50代
状況	存命
不正受給開始年月	R2.10
最終不正受給年月	R3.2
完済見込時期	未定

単位 (円)

R3-2 (韓国)			
	年度当初額	返還額	年度末未納額
令和3年度	271,798	54,000	217,798
令和4年度	217,798	24,000	193,798

性別	男
年齢	50代
状況	存命
不正受給開始年月	R2.1
最終不正受給年月	R2.9
完済見込時期	未定

単位 (円)

R3-3 (フィリピン)			
	年度当初額	返還額	年度末未納額
令和3年度	239,271	10,403	228,868
令和4年度	228,868	31,209	197,659

性別	女
年齢	40代
状況	存命
不正受給開始年月	R3.8
最終不正受給年月	R3.9
完済見込時期	未定

単位 (円)

R3-4 (フィリピン)			
	年度当初額	返還額	年度末未納額
令和3年度	1,519,483	0	1,519,483
令和4年度	1,519,483	0	1,519,483

性別	女
年齢	50代
状況	存命
不正受給開始年月	R2.2
最終不正受給年月	R3.10
完済見込時期	未定

※完済見込時期については、1年毎に経済状況等を確認し、金額の見直しを行うため、現時点での完納時期は未定となります。

。かん国人(R3-2)と本文 8/10 のかん国人(R2-1とR2-2)には
同一世帯が含まれています

本文 10/10

生活保護費モデル世帯別基準額(令和4年度)

令和4年7月1日時点

モデル世帯	生活保護費基準額(円)		
単身高齢者世帯 (68歳男)	生活扶助費	第1類+第2類	73,590
	住宅扶助費		46,000
	冬季加算(11月~3月)		2,630
	計(住宅・冬季含む)		122,220
高齢者2人世帯 (68歳男) (65歳女)	生活扶助費	第1類+第2類	115,890
	住宅扶助費		55,000
	冬季加算(11月~3月)		3,730
	計(住宅・冬季含む)		174,620
母子3人世帯 (30歳女) (9歳小学生) (4歳子)	生活扶助費	第1類+第2類	140,710
	児童養育加算		20,380
	教育扶助費		3,680
	母子加算		23,600
	小計		188,370
	住宅扶助費		59,800
	冬季加算(11月~3月)		4,240
計(住宅・冬季含む)		252,410	
標準夫婦3人世帯 (33歳男) (29歳女) (4歳子)	生活扶助費	第1類+第2類	141,930
	児童養育加算		10,190
	小計		152,120
	住宅扶助費		59,800
	冬季加算(11月~3月)		4,240
	計(住宅・冬季含む)		216,160
夫婦4人世帯 (35歳男) (30歳女) (9歳小学生) (4歳子)	生活扶助費	第1類+第2類	163,470
	児童養育加算		20,380
	教育扶助費		3,680
	小計		187,530
	住宅扶助費		59,800
	冬季加算(11月~3月)		4,580
	計(住宅・冬季含む)		251,910

- ・上記以外にも扶助はあり、医療扶助の場合、健康保険が適用されるもの等については全額医療扶助(支給者の負担ゼロ)となります。又、通院交通費も扶助の対象となります。金額ベースで医療扶助は全保護費の約4割の構成を占めています。
- ・他にも国民年金の免除、国民健康保険からの月戻退等、79歳の保険料(税)等の負担もなくなる、いわば特典の様な物で厚遇

R5年6月5日

一字訂正

されます。

危惧していた通り（受理番号100号陳情参照）、誠に残念ながら習志野市から生活保護の不正受給による逮捕者が発現してしまいました。この事に関する市長コメントを念頭に市議会でも不正受給者に対し厳正に対処する事を決議するよう求める本文

13枚組の再陳情

- *本陳情は本年4月の市議会選（議員の改選）を受け、昨年12月に続き再度同趣旨のものを陳情しております。新たにスタートした市議会に、その賛否を問わせていただくと共に採択されることを望みます。
- *尚、市議会ホームページ（令和5年5月23日付）によると、「議会運営委員会を経て付議されることとなった請願・陳情は、本文のみホームページにおいて公開されます。参考資料は公開されません。」とありますが、本年6月1日以降の私の陳情に係る「当局から受領した情報等（公文書）」はすべて「本文」とさせていただきます。参考資料ではありませんので予めご承知おきください。従いまして本陳情が委員会に付託され市議会ホームページ他で公開される場合は13枚すべてを公開ください。また、委員会では議事録に残すため公文書（本文の一部）以外は朗読をお願いいたします。

【陳情趣旨】

千葉日報（令和4年11月22日付）や産経新聞（同11月23日付）によると、習志野市大久保4丁目在住の三上芳●（男・57歳）が生活保護を不正受給したとして詐欺容疑で逮捕された事が報道されました。逮捕日は同11月21日との事です。容疑の内容は、市に対し虚偽の収入申告（過少申告）を行い、生活保護費約163万円を不正受給したとの事です。

*●は上記新聞、ネット等では公表されておりますが容疑者の人権に配慮し伏字にしております。

さて、本市の生活保護やその不正受給の状況は、金額ベース（令和3年度末と同2年度末比較）でいうと、保護費は約1億2700万円減少（約36億42百万ー約37億69百万）しているにもかかわらず、不正受給は約1千057万円増加（約1億3908万ー約1億2851万）と悪化の一途をたどっています。不正受給額は過年度4年間をみても同様の惨状を呈しています。

不正受給者を個別にみると、A世帯のように約700万円以上の不正受給（以下、悪行などという）を行い、発覚後約11年半の間に返還したのは約24万円（返還率約3.4%）しかなく、現在50代である事とこれまでの返還状況から推すとお亡くなりになるまでに完納できる可能性はかなり低いと心配されます。また、R元-①世帯のように約1千75万円もの悪行、R元-②世帯のように2件重ねて約441万円もの悪行をし、これら世帯は発覚後1円も返還しておりません。

この様な中で三上芳●容疑者が逮捕された訳ですが、三上容疑者の悪行は約163万円との事で、三上容疑者と比較して上記A世帯やましてや1円たりとも返還していないR元-①世帯、R元1



一②世帯のような、まったくもって返還がおぼつかないと云わざるを得ない方々が生存しているのが現状です。三上容疑者に対しては市（市長）として警察に告訴したようですが、悪行について個別の事情は知りませんが、A世帯やR元一①世帯、R元一②世帯のような方々については告訴されないのでしょうか？ 不思議でなりません。

* 不思議というのは三上容疑者よりも高額悪行を行い発覚後 1 円も返還していない方々が他にも複数人いるという事です。

* そもそも公文書中の世帯は（生活保護法）78条による徴収金未納者であり、78条が適用されている時点で悪行について「悪質性がある」と当局に判断された方々です。悪質性とは悪行の金額や期間、回数、悪行についての事情説明等に疑念がある、念書（債務承認書等）の提出拒否、返還拒否等が思料されます。

三上容疑者の逮捕を受け令和4年11月21日付で市が公表した「【報道リリース】生活保護費不正受給事件について」の下段市長のコメントには「本市においては、課税所得額と収入申告額の突合を確実に実施することなどにより不正受給の防止及び早期発見に取り組んできたところですが、結果としてその悪質性により、受給者への刑事告訴に踏み切り、逮捕に至ったものです。

今後とも、生活保護の適正な運営を図り、生活保護制度の信頼性を向上するために、不正受給に対して厳正に対処してまいります。」とあります。

自治体は二元代表制であり市長（当局）がこのようなコメントを発出した中、もう一方の代表である市議会でも同趣旨の決議がなされるべきだと考えております。

[当局から受領した情報等（公文書）9枚（すべて陳情趣旨の本文です）]

* 手書き部分については陳情人による加筆です。

- ・ [本文 3 / 1 3](#)（別紙）外国人世帯、日本人世帯別不正受給未納状況及び保護状況
- ・ [本文 4 / 1 3](#)（別紙）不納欠損≡不正受給に対する市による債権償却（放棄）状況
- ・ [本文 5 / 1 3](#)（別紙）過年度国籍別生活保護受給外国人世帯数及びその年代別分布
- ・ [本文 6 / 1 3](#)（別紙）平成29年度末時点での高額不正受給世帯
（要返還金200万円以上＝ワースト15世帯）
* 過年度返還状況等内訳はA世帯のみ抜粋
- ・ [本文 7 / 1 3](#)（別紙）平成30年度中に新たに発覚した不正受給世帯（要返還金額ワースト5）
* 過年度返還状況等内訳は①、②（ワースト2世帯）のみ抜粋
- ・ [本文 8 / 1 3](#)（別紙）令和元年度中に新たに発覚した不正受給世帯（要返還金額ワースト5）
* 過年度返還状況等内訳はR元一①、R元一②（ワースト2世帯）のみ抜粋
- ・ [本文 9 / 1 3](#)（別紙）令和2年度中に新たに発覚した不正受給世帯（要返還金額ワースト5）
* 過年度返還状況等内訳はR2一①、R2一②（ワースト2世帯）のみ抜粋
- ・ [本文 10 / 1 3](#)（別紙）令和3年度中に新たに発覚した不正受給世帯（要返還金額ワースト5）
* 過年度返還状況等内訳はR3一①、R3一②（ワースト2世帯）のみ抜粋
- ・ [本文 11 / 1 3](#)（別紙）生活保護費モデル世帯別基準額（令和4年度）

本文 3/13

外国人世帯、日本人世帯別不正受給未納状況及び保護状況表

	H30年度末(R元年度へ繰越分) (上段)不正受給未納世帯数 (下段)不正受給未納額	R元年度末(R2年度へ繰越分) (上段)不正受給未納世帯数 (下段)不正受給未納額	R2年度末(R3年度へ繰越分) (上段)不正受給未納世帯数 (下段)不正受給未納額	R3年度末(R4年度へ繰越分) (上段)不正受給未納世帯数 (下段)不正受給未納額
外国人世帯 (世帯主が外国籍)	2世帯 (フィリピン2) 981,731円	4世帯 (フィリピン3、ペルー) 1,983,676円	7世帯 (フィリピン3、ペルー1、 ブラジル1、韓国2) 2,285,083円	9世帯 (フィリピン5、ペルー1、 ブラジル1、韓国2) 3,956,913円
日本人世帯	92世帯 101,507,929円	95世帯 115,721,796円	101世帯 126,226,864円	102世帯 135,121,415円
合計	94世帯 (保護43世帯、廃止51世帯) 102,489,660円	99世帯 (保護47世帯、廃止52世帯) 117,705,472円	108世帯 (保護51世帯、廃止57世帯) 128,511,947円	111世帯 (保護61世帯、廃止50世帯) 139,078,328円

※未納世帯数、未納額は過去からの累計数

※R元年度より増加したフィリピン世帯は日本人配偶者の死去により、世帯主がフィリピン人に変更したため。

その他の増加(フィリピン2、ペルー1、ブラジル1、韓国2)は各年度新規発生分。

H30年度 (上段)世帯数 (下段)保護費	R元年度 (上段)世帯数 (下段)保護費	R2年度 (上段)世帯数 (下段)保護費	R3年度 (上段)世帯数 (下段)保護費
43世帯 96,538,707円	47世帯 102,465,923円	50世帯 102,140,980円	53世帯 112,560,982円
1,712世帯 3,442,207,747円	1,726世帯 3,558,912,658円	1,775世帯 3,666,477,126円	1792世帯 3,529,470,455円
1,755世帯 3,538,746,454円	1,773世帯 3,661,378,581円	1,825世帯 3,768,618,106円	1,845世帯 3,642,031,437円

※世帯数は各年度末時点

※保護費は年間の支給総額

年度別不納欠損(不正受給)金額

H26年度	8世帯 6,240,063円	日本人世帯 7世帯 4,525,938円 外国人世帯 1世帯(フィリピン) 1,714,125円	金銭債権の消滅時効による (地方自治法第236条)
H27年度	4世帯 6,309,116円	日本人世帯 4世帯 6,309,116円	金銭債権の消滅時効による (地方自治法第237条)
H28年度	4世帯 4,037,982円	日本人世帯 4世帯 4,037,982円	金銭債権の消滅時効による (地方自治法第238条)
H29年度	1世帯 395,072円	日本人世帯 1世帯 395,072円	金銭債権の消滅時効による (地方自治法第239条)
H30年度	5世帯 1,074,072円	日本人世帯 5世帯 1,074,072円	金銭債権の消滅時効による (地方自治法第240条)
R元年度	5世帯 1,805,586円	日本人世帯 5世帯 1,805,586円	金銭債権の消滅時効による (地方自治法第241条)
R2年度	9世帯 6,432,058円	日本人世帯 9世帯 6,432,058円	金銭債権の消滅時効による (地方自治法第242条)
R3年度	2世帯 1,755,631円	日本人世帯 2世帯 1,755,631円	金銭債権の消滅時効による (地方自治法第243条)

・保護の受給権のある日本人とそれがない外国人に区別して表記しています。
この令和3年度末、日本人世帯には三上が含まれています。不正受給

本文 4/13

令和4年10月27日
習志野市役所健康福祉部生活相談課

不正受給者における過年度不納欠損の令和3年度末時点の生活保護受給状況の資料

年度	通し番号	欠損処理額	不納欠損者を含む世帯の令和3年度末保護状況等										
			保護の有無	世帯主と欠損時世帯主との続柄・国籍	初度不正受給年月	金額	最新不正受給年月	金額	累積不正受給件数	性別	年齢	状況	
H26	1	19,505	無								男	60代	H21死亡
	2	1,714,125	無								女	50代	存命
	3	370,500	無								男	70代	不明
	4	688,745	無								女	50代	存命
	5	428,387	無								女	60代	存命
	6	1,961,042	無								男	70代	H25死亡
	7	284,659	無	本人・日本			保存期間経過			1	男	60代	R3死亡
	8	773,100	無								男	70代	存命
H27	9	2,440,000	無								女	70代	H23死亡
	10	745,000	無								女	60代	H23死亡
	11	2,415,616	無								男	40代	H23死亡
	12	708,500	無								男	20代	不明
H28	13	58,128	無								男	50代	不明
	14	2,043,080	有	本人・日本			保存期間経過			2	女	60代	存命
	15	770,000	無								男	60代	H24死亡
	16	1,166,774	無								男	70代	不明
H29	17	395,072	無								女	50代	存命
H30	18	350,000	無								男	70代	不明
	19	117,815	無								男	70代	不明
	20	73,692	無								男	50代	H29死亡
	21	215,875	無								男	60代	不明
	22	316,690	無								男	60代	H25死亡
R1	23	65,929	無								男	70代	H26死亡
	24	191,794	無								女	50代	不明
	25	330,000	無								男	40代	H27死亡
	26	333,459	無								男	60代	H26死亡
	27	884,404	無								男	60代	不明
R2	28	45,000	無								男	60代	H27死亡
	29	123,429	無								女	50代	存命
	30	303,468	無								女	80代	H31死亡
	31	395,000	有	本人・日本			保存期間経過	H19.11	7,114,718	2	女	50代	存命
	32	427,738	無								男	80代	H27死亡
	33	473,300	無								男	60代	不明
	34	908,765	無								男	70代	不明
	35	1,187,529	無								女	40代	不明
	36	2,567,829	無								男	60代	H29死亡
R3	37	1,440,775	無								男	30代	不明
	38	314,856	無								女	60代	H28死亡

内訳

31			
年度	年度当初額	返還額	年度末未納額
H23	7,114,718	34,718	7,080,000
H24	7,080,000	5,000	7,075,000
H25	7,075,000	26,000	7,049,000
H26	7,049,000	34,000	7,015,000
H27	7,015,000	32,000	6,983,000
H28	6,983,000	29,000	6,954,000
H29	6,954,000	18,500	6,935,500
H30	6,935,500	12,000	6,923,500
R1	6,923,500	16,500	6,907,000
R2	6,907,000	16,500	6,890,500
R3	6,890,500	18,000	6,872,500

・最悪の不納欠損処理
(市による権権放棄)
をした方々であ、
H26～R3年(No1～38)
を累計すると、500万円近く
にものほりま可。
金額納税者の負担であ
(税金)

・ H24年度、H25年度につきまして、不納欠損関係の文書は、保存期間が経過したため、習志野市文書管理規定に基づき廃棄済みとなっております。
 ・ 3名分の詳細に係る文書につきましても同様に、保存期間が経過したため、習志野市文書管理規定に基づき廃棄済みとなっております。
 ・ No.7、14について、これ以降の78条徴収金の発生はありません。
 ・ 死亡者の年齢については、死亡時点の年齢です。

本文 5/13

被保護外国人世帯数（世帯主の国籍・世帯人員）

	令和4年度		令和3年度		令和2年度		令和元年度		平成30年度		平成29年度		平成28年度		平成27年度		平成26年度		
	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	
韓国・朝鮮	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	12	12	11	11	9	9
韓国	13	13	13	13	11	11	10	10	12	12	10	10	/	/	/	/	/	/	/
朝鮮	2	2	2	2	3	3	4	4	4	4	4	4	/	/	/	/	/	/	/
中国・台湾	5	7	5	7	4	4	5	6	5	6	5	7	4	7	3	5	2	4	4
フィリピン	16	19	14	16	13	15	11	18	10	18	12	26	14	30	13	28	11	25	25
ブラジル	6	9	5	7	5	7	5	7	4	5	4	5	4	5	3	4	2	3	3
ペルー	7	14	6	13	6	14	5	13	5	12	5	11	4	8	4	9	4	10	10
エチオピア	1	2	1	2	1	2	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ナイジェリア	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
タイ	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2	3	2	5	2	7	7
イラン	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	1	2	1	2	1	2	2
ウクライナ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3	1	3	3
パキスタン	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	5
カメルーン	1	2	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
スーダン	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	54	71	48	63	44	57	42	61	41	58	43	67	42	68	39	68	34	69	69

*表1は、各年度7月1日現在で、世帯主が外国人世帯。世帯主の国籍およびその世帯人数の合計
*被保護世帯の主が外国人およびその世帯員数であり、同居の配偶者、子、その他親族が主と同じ国籍とは断定できません。

令和4年度被保護外国人世帯の構成（世帯主の性別・年代）

7月1日現在 表1-2

国籍	性別	10歳未満	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90代
韓国	男						2	1	3	1	
	女				1		2	1	2		
朝鮮	男									1	
	女									1	
中国・台湾	男								1		
	女					2	1		1		
フィリピン	男										
	女				1	3	7	4	1		
ブラジル	男							1	4	1	
	女										
ペルー	男				1		1	1			
	女				1	1	1	1			
エチオピア	男										
	女				1						
カメルーン	男										
	女				1						
ナイジェリア	男							1			
	女										
スーダン	男										
	女				1						
タイ	男										
	女							1			

各年度末現在 表2

年度	世帯数	人員
H26	40	72
H27	43	73
H28	42	67
H29	40	58
H30	44	61
R元	43	63
R2	46	66
R3	49	71

*表2は、3月中に保護を受給した外国人を3月末日でカウントした資料

生活保護状況

年度	世帯数	人員
H29	1,733	2,204
H30	1,755	2,197
R元	1,773	2,226
R2	1,825	2,229
R3	1,845	2,238

・令和4年度では
フィリピン人が17人
(16世帯)、
次が朝鮮人2人
(1人1世帯、朝鮮2)
計15世帯、

本文 6/13

平成29年度末時点生活保護法第78条徴収金未納者の令和4年7月末状況

単位 (円)

平成29年度末		令和4年7月末					
世帯数	未納額	平成30年度返還額	令和元年度返納額	令和2年度返納額	令和3年度返納額	令和4年度中返納額	未納残額
15世帯 (日本15)	49,299,107	554,000	610,500	658,500	490,000 <small>不納欠損2,567,829円</small>	194,000	44,224,278

(内訳)

単位 (円)

平成29年度末		令和4年7月末					
世帯	未納額	平成30年度返還額	令和元年度返納額	令和2年度返納額	令和3年度返納額	令和4年度中返納額	未納残額
A世帯	6,935,500	12,000	16,500	16,500	18,000	6,000	6,866,500
B世帯	6,605,000	0	60,000	60,000	55,000	0	6,430,000
C世帯	4,513,846	240,000	240,000	240,000	240,000	80,000	3,473,846
D世帯	3,542,016	26,000	24,000	20,000	16,000	26,000	3,430,016
E世帯	3,428,295	0	0	0	0	0	3,428,295
F世帯	3,227,060	20,000	0	0	15,000	30,000	3,162,060
G世帯	2,775,679	0	0	0	0	0	2,775,679
H世帯	2,618,803	0	10,000	70,000	60,000	20,000	2,458,803
I世帯	2,567,829	0	0	0	0	0	0
J世帯	2,480,000	0	0	0	50,000	20,000	2,410,000
K世帯	2,377,660	0	0	0	0	0	2,377,660
L世帯	2,166,350	16,000	20,000	32,000	36,000	12,000	2,050,350
M世帯	2,023,465	0	0	0	0	0	2,023,465
N世帯	2,020,000	0	0	0	0	0	2,020,000
O世帯	2,017,604	240,000	240,000	220,000	0	0	1,317,604

単位 (円)

A			
	年度当初額	返還額	年度末未納額
平成23年度	7,114,718	34,718	7,080,000
平成24年度	7,080,000	5,000	7,075,000
平成25年度	7,075,000	26,000	7,049,000
平成26年度	7,049,000	34,000	7,015,000
平成27年度	7,015,000	32,000	6,983,000
平成28年度	6,983,000	29,000	6,954,000
平成29年度	6,954,000	18,500	6,935,500
平成30年度	6,935,500	12,000	6,923,500
令和元年度	6,923,500	16,500	6,907,000
令和2年度	6,907,000	16,500	6,890,500
令和3年度	6,890,500	18,000	6,872,500
令和4年度	6,872,500	6,000	6,866,500

性別	女
年齢	50代
状況	存命
不正受給開始年月	H19.11
最終不正受給年月	H22.10
完済見込時期	未定

ワ-スト15世帯(A~O)の内、
令和4年7月末までに返還率
10%を越えた世帯はCとO
のみ世帯のみです。(還
し用も返還していないのは
E、G、I、K、M、N計6世帯
もあります。
※中報の内訳をよくご覧下さい。

本文 7/13

平成30年度発生生活保護法第78条徴収金未納者の令和4年9月末状況

単位 (円)

平成30年度末		令和4年9月末					
世帯数	未納額	平成30年度返還額	令和元年度返納額	令和2年度返納額	令和3年度返納額	令和4年度中返納額	未納残額
5世帯 (日本5)	7,180,015	20,000	80,010	175,000	290,000	116,000	6,519,005

(内訳)

単位 (円)

平成30年度末		令和4年9月末					
世帯	未納額	平成30年度返還額	令和元年度返納額	令和2年度返納額	令和3年度返納額	令和4年度中返納額	未納残額
①世帯	2,192,740	0	5,000	0	10,000	10,000	2,167,740
②世帯	1,906,125	0	24,010	120,000	90,000	0	1,672,115
③世帯	1,419,236	0	50,000	5,000	70,000	46,000	1,248,236
④世帯	835,651	20,000	0	0	0	0	835,651
⑤世帯	826,263	0	1,000	50,000	120,000	60,000	595,263

単位 (円)

①			
	年度当初額	返還額	年度末未納額
平成30年度	2,192,740	0	2,192,740
令和元年度	2,192,740	5,000	2,187,740
令和2年度	2,187,740	0	2,187,740
令和3年度	2,187,740	10,000	2,177,740
令和4年度	2,177,740	10,000	2,167,740

性別	男
年齢	50代
状況	存命
不正受給開始年月	平成29年4月
最終不正受給年月	平成30年6月
完済見込時期	未定

単位 (円)

②			
	年度当初額	返還額	年度末未納額
平成30年度	1,906,125	0	1,906,125
令和元年度	1,906,125	24,010	1,882,115
令和2年度	1,882,115	120,000	1,762,115
令和3年度	1,762,115	90,000	1,672,115
令和4年度	1,672,115	0	1,672,115

性別	男
年齢	70代
状況	存命
不正受給開始年月	平成27年10月
最終不正受給年月	平成29年7月
完済見込時期	未定

、この中に三上かいる可能性が有る

本文 8/13

令和元年度発生生活保護法第78条徴収金未納者の令和4年9月末状況

単位 (円)

令和元年度末		令和4年9月末				
世帯数	未納額	令和元年度返納額	令和2年度返納額	令和3年度返納額	令和4年度中返納額	未納残額
5世帯 (日本5)	17,649,974	40,000	200,000	250,000	140,000	17,059,974

(内訳)

単位 (円)

令和元年度末		令和4年9月末				
世帯	未納額	令和元年度返納額	令和2年度返納額	令和3年度返納額	令和4年度中返納額	未納残額
R元-①世帯	10,744,945	0	0	0	0	10,744,945
R元-②世帯	4,410,380	0	0	0	0	4,410,380
R元-③世帯	1,063,277	40,000	200,000	240,000	140,000	483,277
R元-④世帯	774,800	0	0	0	0	774,800
R元-⑤世帯	656,572	0	0	10,000	0	646,572

単位 (円)

R元-①			
	年度当初額	返還額	年度末未納額
令和元年度	10,744,945	0	10,744,945
令和2年度	10,744,945	0	10,744,945
令和3年度	10,744,945	0	10,744,945
令和4年度	10,744,945	0	10,744,945

性別	男
年齢	50代
状況	存命
不正受給開始年月	平成26年12月
最終不正受給年月	令和元年11月
完済見込時期	未定

単位 (円)

R元-② 2件			
	年度当初額	返還額	年度末未納額
令和元年度	4,410,380	0	4,410,380
令和2年度	4,410,380	0	4,410,380
令和3年度	4,410,380	0	4,410,380
令和4年度	4,410,380	0	4,410,380

性別	男
年齢	50代
状況	存命
1件目	
不正受給開始年月	平成26年6月
最終不正受給年月	平成26年6月
完済見込時期	未定
2件目	
不正受給開始年月	平成26年7月
最終不正受給年月	平成30年7月
完済見込時期	未定

・この中に三上かいる可能性が有ります。
2世帯とも1円も返還していません。
(令和4年9月末まで)

・R元-①の78条適用不正受給額は約1,075万円にものほります。

本文 9/13

令和2年度発生生活保護法第78条徴収金未納者の令和4年9月末状況

単位 (円)

令和2年度末		令和4年9月末			
世帯数	未納額	令和2年度返納額	令和3年度返納額	令和4年度中返納額	未納残額
5世帯 (日本5)	12,281,347	475,072	160,000	145,000	11,976,347

(内訳)

単位 (円)

令和2年度末		令和4年9月末			
世帯	未納額	令和2年度返納額	令和3年度返納額	令和4年度中返納額	未納残額
R2-①世帯	4,246,963	172,072	70,000	20,000	4,156,963
R2-②世帯	2,513,057	20,000	40,000	90,000	2,383,057
R2-③世帯	2,048,992	0	0	0	2,048,992
R2-④世帯	1,956,101	10,000	50,000	35,000	1,871,101
R2-⑤世帯	1,516,234	273,000	0	0	1,516,234

単位 (円)

R2-①			
	年度当初額	返還額	年度末未納額
令和2年度	4,419,035	172,072	4,246,963
令和3年度	4,246,963	70,000	4,176,963
令和4年度	4,176,963	20,000	4,156,963

性別	男
年齢	60代
状況	存命
不正受給開始年月	H30.8
最終不正受給年月	R2.9
完済見込時期	未定

単位 (円)

R2-②			
	年度当初額	返還額	年度末未納額
令和2年度	2,533,057	20,000	2,513,057
令和3年度	2,513,057	40,000	2,473,057
令和4年度	2,473,057	90,000	2,383,057

性別	男
年齢	60代
状況	存命
不正受給開始年月	H29.12
最終不正受給年月	R1.9
完済見込時期	未定

、この中に三にかいる可能性がおります。

本文 10/13

令和3年度発生生活保護法第78条徴収金未納者の令和4年9月末状況

単位 (円)

令和3年度末		令和4年9月末		
世帯数	未納額	令和3年度返納額	令和4年度中返納額	未納残額
5世帯 (日本5)	12,657,934	135,000	118,890	12,539,044

(内訳)

単位 (円)

令和3年度末		令和4年9月末		
世帯	未納額	令和3年度返納額	令和4年度中返納額	未納残額
R3-①世帯	5,763,890	0	23,890	5,740,000
R3-②世帯	3,037,406	0	0	3,037,406
R3-③世帯	1,382,076	0	0	1,382,076
R3-④世帯	1,386,002	35,000	25,000	1,361,002
R3-⑤世帯	1,088,560	100,000	70,000	1,018,560

単位 (円)

R3-①			
	年度当初額	返還額	年度末未納額
令和3年度	5,763,890	0	5,763,890
令和4年度	5,763,890	23,890	5,740,000

性別	男
年齢	60代
状況	存命
不正受給開始年月	H28.9
最終不正受給年月	R3.2
完済見込時期	未定

単位 (円)

R3-② 2件			
	年度当初額	返還額	年度末未納額
令和3年度	3,037,406	0	3,037,406
令和4年度	3,037,406	0	3,037,406

性別	男
年齢	40代
状況	存命
1件目	
不正受給開始年月	R2.10
最終不正受給年月	R2.12
完済見込時期	未定
2件目	
不正受給開始年月	R2.3
最終不正受給年月	R3.5
完済見込時期	未定

R3-②は2件も不正受給を
行い、金額は300万円を超えて
あり、かつ1円も返還していません。
(令和4年9月末まで)

本又 11/13

生活保護費モデル世帯別基準額(令和4年度)

令和4年7月1日時点

モデル世帯	生活保護費基準額(円)		
単身高齢者世帯 (68歳男)	生活扶助費	第1類+第2類	73,590
	住宅扶助費		46,000
	冬季加算(11月~3月)		2,630
	計(住宅・冬季含む)		122,220
高齢者2人世帯 (68歳男) (65歳女)	生活扶助費	第1類+第2類	115,890
	住宅扶助費		55,000
	冬季加算(11月~3月)		3,730
	計(住宅・冬季含む)		174,620
母子3人世帯 (30歳女) (9歳小学生) (4歳子)	生活扶助費	第1類+第2類	140,710
	児童養育加算		20,380
	教育扶助費		3,680
	母子加算		23,600
	小計		188,370
	住宅扶助費		59,800
	冬季加算(11月~3月)		4,240
	計(住宅・冬季含む)		252,410
標準夫婦3人世帯 (33歳男) (29歳女) (4歳子)	生活扶助費	第1類+第2類	141,930
	児童養育加算		10,190
	小計		152,120
	住宅扶助費		59,800
	冬季加算(11月~3月)		4,240
	計(住宅・冬季含む)		216,160
夫婦4人世帯 (35歳男) (30歳女) (9歳小学生) (4歳子)	生活扶助費	第1類+第2類	163,470
	児童養育加算		20,380
	教育扶助費		3,680
	小計		187,530
	住宅扶助費		59,800
	冬季加算(11月~3月)		4,580
	計(住宅・冬季含む)		251,910

・上記以外にも扶助はあり、医療扶助の場合、健康保険が適用される部分については全額が扶助(受給者の負担ゼロ)となります。又、薬代や通院交通費も扶助の対象となります。

さらに上限等ありますが(ストーブ、エアコン等、布団等の購入費や期末一時扶助という、いわゆる越前代(モ千代)まで支給されます。

・国民年金保険料の免除、国民健康保険からの脱退等により、これらの負担(年納税義務)もゼロとなります。

- ・ 本文 13/13 (別紙) 生活保護費不正受給事件について (市長のコメント)

【陳情項目】

表題の通りです。

補足しますと陳情趣旨 (公文書を含む) に記載した本市に於ける悪行の状況、この度の三上容疑者の逮捕、これを受けて発出した市長のコメント (公文書) 等よくよくご賢察のうえ、改選された市議会で決議文を発出願います。

令和5年6月1日

習志野市鷺沼台4-7-17

緒方直行

習志野市議会議長 佐々木 秀一 様

本文 13/13

生活保護費不正受給事件について

本市で生活保護費を受給していた者が、収入を隠して生活保護費を不正受給していたとして、詐欺容疑で逮捕されました。

本事件については、本市で調査を行った結果不正受給であると判断し、習志野警察署に相談の上、刑事告訴していたものです。

1. 逮捕された元受給者 : 57歳 男性
2. 逮捕日 : 令和4年11月21日(月)
3. 逮捕に至る経過 :
 - 平成24年8月 生活保護開始。
 - 平成29年6月 収入申告額に疑義が生じ調査開始。
 - 令和元年12月 生活保護廃止。
 - 令和3年9月14日 不正受給と判断し習志野警察署に刑事告訴。
4. 逮捕の内容
 - 被疑者は就労により得た収入について虚偽の申告を行い、生活保護費1,638,884円を不正に受給した。

《宮本泰介市長コメント》

本市においては、課税所得額と収入申告額の突合を確実に実施することなどにより不正受給の防止及び早期発見に取り組んできたところですが、結果としてその悪質性により、受給者への刑事告訴に踏み切り、逮捕に至ったものです。

今後とも、生活保護の適正な運営を図り、生活保護制度の信頼性を向上するために、不正受給に対して厳正に対処してまいります。

恐れ入りますが本陳情の根拠を成す一部ですので、ご一読(再読)ください。

問い合わせ先
健康福祉部 生活相談課
電話:047-453-9205

最悪の逮捕を免れ、高額的生活保護不正受給者を救うため、習志野市議会として法の原則通り速やかに、不正受給金員を全額返還させることを求める本文 1 5 枚組の陳情

- * 個人の特定を避けるため公文書で ABCD…、①②③④…、1 2 3 4…、イロハ等を多用しているの
で本陳情ではこれらとの混同を避けるため紅白等を議員に使用しますが上記同様便宜上であっ
て他意はありませんのでご理解ください。
- * 昨年 6 月及び 12 月議会等に於いて某議員（以下、紅議員という）が私の陳情に対し質問、反対
討論等を行いました。細部は当該日の議事録をご一読ください。私としてこの内容に甚だ疑義が
あり議会事務局を通じ紅議員に複数回に亘り面会を申し入れたのですが、紅議員並びに紅議員の
所属する会派から事実上面会を拒否されております。陳情者（一市民）との面会を市民から選ば
れた議員として拒否するなど由々しき事態です。紅議員の発言は議事録に掲載されておりその内
容は私への一方的なヘイト、パッシング等とも思料されますが上記の通り私には一度たりとも紅
議員への見解提示等の機会がありません。そこで本陳情にて紅議員に対し見解を示すと共に、そ
の内容は本陳情の根幹（趣旨）に係る重要事項でもあるため以下、紅議員の発言の要旨と私の見
解を併せて記します。
- * 尚、紅議員の発言について訂正、削除、撤回、陳謝、賠償等を求めるものではありません。その
ような願意の陳情は委員会に付議されることなく議員配布にとどまることを承知しております。
- * 市議会ホームページ（令和 5 年 5 月 2 3 日付）によると、「議会運営委員会を経て付議されるこ
ととなった請願・陳情は、本文のみホームページにおいて公開されます。参考資料は公開されま
せん。」とありますが、本年 6 月 1 日以降の私の陳情に係る「当局から受領した情報等（公文書）」
はすべて「本文」とさせていただきます。参考資料ではありませんので予めご承知おきください。
従いまして本陳情が委員会に付託され市議会ホームページ他で公開される場合は 1 5 枚すべて
を公開ください。また、委員会では議事録に残すため公文書（本文の一部）以外は朗読をお願い
いたします。

【陳情趣旨】

公文書に掲載されている 7 8 条を適用（悪質性を認定）した高額の不正受給者は国や納税者（一般市民）、何より法を遵守し最低限度の生活を営んでいる大多数のまっとうな受給者への裏切り行為を行っているまたはいた訳であり、言い換えると「自分だけは良い目を見たい」という不屈きな方々です。

詐欺等で逮捕されても債務はそのまま残ります。高額不正受給者本人のためにも原則通り速やかに全額を返還すべきであることを公文書中の世帯を中心に粘り強く指導してそれを実現すべきです。

[昨年 6 月及び 12 月議会等に於ける紅議員の発言の要旨と私の見解(すべて陳情趣旨の本文です)]

- ・ 発言について「紅」、見解について「私」を使用し順不同で箇条書きします。
紅議員の発言の細部については議事録を基に紅議員本人にご確認ください。



紅 (私について) バッシングやヘイトクライムの陳情を出し続けて (乱発して) いる人物云々
私 ここ数年はそのような陳情を提出した認識も意図も全くありません。この事は明確に申し上げておきます。事実として多くの陳情が委員会に付議されご審議頂いております。また、最近のもの程、採択率が高まっています。例えば政党機関紙の市庁舎内販売勧誘等の禁止、生活保護受給者への投薬は原則ジェネリック (後発医薬品) とする事、憲法審査会の定例開催等に係る国への意見書、中国や北朝鮮の弾道ミサイル等に対する抗議に係る決議文等、よくよくご確認ください。

この際、数々の陳情にご賛同くださいました多くの市議の皆様は厚く深く御礼申し上げます。

さらに、乱発の認識もありません。陳情の件数を制限する規定はないと承知しておりますが、自主規制として、ここ数年は重大案件がない限り原則として一議会当たり 3 件以内、ただし 3 件に満たなかった場合、陳情しなかった場合はその数を次回以降に繰り越しています。例えば前 3 月議会には陳情しませんでしたのでその分とそれ以前の繰り越し分の一部を合わせ今 6 月議会には 8 件の陳情としています。*北朝鮮の弾道ミサイルへの抗議に係る陳情は重大案件

紅 (生活保護の不正受給について) 悪質な者はごく少数云々
私 公文書に掲載されている不正受給者はすべて生活保護法 78 条違反者または最悪の不納欠損処理に至った者又はその複合者です。これは当局が悪質性 (不正受給の経緯について虚偽の弁明をしたり、意図的に不正受給をしたり、発覚後返還意思がない等) を認定しているという事であり、返還中または 1 銭も返還しない者が令和 3 年度末で 111 世帯も累積しているのも事実です。これら世帯は過年度でみても毎年増加しています。見解の相違か誤認か知りませんが「ごく少数」ではないと思います。また 78 条違反者を擁護するような紅議員の発言には道理がないとも思います。

紅 (生活保護の不正受給について、悪質性が低く) 高校生がうっかりバイトした事例云々
私 公文書中の A から 0 までのワースト 15 世帯の不正受給額は全世帯が 200 万円以上かつ 78 条違反者です。学業や部活動等が本分である高校生がアルバイトで稼げる金額ではないと思料されると伴に「うっかりバイト」ならば 78 条が適用される可能性も低いとも思われます。従って公文書中には「高校生がうっかりバイト」のみの不正受給者はいないものと思われます。常識的にはこの様な事は記さなくても判ると思われそうですがご理解頂けて居ないようです。万一、そのような事例があるのであれば、それこそ「うっかりバイト」などと暢気なことは言えない筈です。生活保護は最後のセーフティーネットといわれており受給できないと最低限度の生活が不可能の方や生命の危険がある方等のための制度です。受給する以上、しっかりと法を遵守しつつ、緊張感を持ち、御国や納税者等事実上の保護者への感謝の気持ちを忘れないでいただきたいと思います。そうすれば「うっかりバイト」などもあり得ません。

紅 (A 世帯等について) 勝手に特定云々、個人情報である云々

私 約 10 年間にわたって毎年の返還額やそれを差し引いた要返還額が 1 円単位まで同額、同一世代、性別 (50 代女性) などから不納欠損者 3 1 と A 世帯が同一世帯であることは誰の目にも明らかだと思われま。特定も何も、それがわからない方がオカシイと思います。

また、個人情報ではないと当局が答弁した後も尚、個人情報と言い張るのはこっけいでもあり、一体何を考えておられるのか理解に苦しみます。

紅 今回の (不正受給者三上) 逮捕に関係のない A 世帯を執拗にバッシング云々、(A 世帯が) 頑張っていて返還している云々

私 関係は大いにあると思います。同じ不正受給者だからです。返還中といっても 10 年以上で返還率約 3% ということについてよく考えてみてください。三上のようにいつ逮捕されてもおかしくない方だと思います。勿論 A 世帯だけではなく公文書に掲載されている方すべてについて速やかに完納して頂きたいものです。また「頑張っていて返還している」との発言ですが紅議員は A 世帯をご存知な (特定されている) ののでしょうか? 仮に不知の人物について公文書だけを見て「頑張っている」と主観的な発言をするのは如何なものでしょうか? 上記返還状況を見る限り主観的に私に言わせれば「まったく努力が足りない、もっと頑張っていて完納しなさい」と言わざるを得ません。完納すれば救われます。公文書からも削除されます。バッシングでは決してありません。

紅 特定の個人の要望に対し (公) 文書作成に 20 時間以上もかけるのは (オカシイのでは?) 云々

私 「不正受給はないほうが良い」とは紅議員も発言されています。私も習志野市から不正受給がなくなることを願っており、実態把握のために情報提供をお願いしたまでです。不正受給者が完納すれば公文書から消えますし、そもそもその数自体がごく僅かであれば公文書作成も短時間でできると思います。はかない夢だと思いますが不正受給者がゼロであれば公文書作成は 10 分もあればできるのではないのでしょうか? 従って何時間かかろうともそれは単なる結果の話です。一方で一度作成してしまえば当年度新規発覚者を除き毎年更新が基本です。完納したか、今年はいくら返還しているのか確認するのにそれほど時間を要しないと思われま。

紅 日本人と外国人を分けて (公) 文書を作成するのは如何なものか (外国人差別につながる?) 云々

私 生活保護法で定められた保護の対象である「国民」に外国人は含まれないことが最高裁判所で確定されています。日本人には権利であり、外国人には権利はないが準用して施して差し上げているという事であり区別するには意味があります。法の建付けがそうになっているからです。相違点の一例を挙げますと日本人は権利として申請出来、その結果 (決定) に不服がある場合期限はありますが知事等に対し審査請求できますが、外国人には権利はないが申請はできます。ただし決定に不服があっても審査請求はできません。明確に区別されています。差別ではありません。

紅 不正受給率等の数値は (あり得ない計算式によって) 受給者を貶めるために使用云々

私 不正受給の返還について厚労省に問い合わせた所、速やかな一括返還が原則であるため不正受給率も単年度でみている（≒単年度主義）との事でした。しかしながら習志野市の実態は不正受給額が多い方ほど分納が一般化し、または最も酷いのは一銭も返還していない等の方々だけであり結果として累積しているのが実態です。この事に関連して別の某議員（以下、白議員という）も委員会等で質問等を通じ発言しています。私の計算式はより不正受給の実態に近いものであると思います。何なら単年度例えば令和4年度に新規発覚した不正受給率も付け加えても良いかとは思いますが。

*国のいう単年度でみるとこうです、ただ累積でみるとこうなっていますという多面的な分析をしたほうがより実態の把握に資するという提案です。

紅 （使用している数値に対して）算数の勉強をして出直した方が良い云々

私 出直しまして今回は係数（累積未返還世帯率等）としてみましたが如何でしょうか？

ただし日本人と外国人を合計したもの（数値（廃止世帯数）が合計についてしかないため）についてのみとなります。これまでの計算法で見ると累積不正受給率は6.0%（ $111 \div 1845$ （%））であり新たな計算法で見ると係数は5.9%（ $111 \div (1845 + 50)$ （%））でありほぼ僅差です。新たな計算式を文字にすると令和3年度末時点で、不正受給未納世帯数÷（保護世帯総数+廃止世帯数）（%）です。

*保護を廃止した不正受給世帯数を分母である保護世帯総数に加えてあげました。分母が大きくなるので係数は0.1%ですが押し下げ効果があります。検算してみてください。

紅 （陳情を）市のホームページ等で公開させるのが目的（差別を煽っている）云々

私 目的ではなく手段です。不正受給の実態（惨状）を一人でも多くの方に知っていただき、改善策を検討し、返還や制度の適正な運用を促し、より良い社会づくりのお手伝いをしております。尚、市議会ホームページ（本年5月23日付）によると、「議会運営委員会を経て付議されることとなった請願・陳情は、本文のみホームページにおいて公開されます。参考資料は公開されません。」とありますが、本年6月議会以降の私の陳情に係る公文書はすべて「本文」とさせていただきます。資料ではありませんので予めご承知おきください。また、市長の言う「優しさで繋がる街習志野市」に賛同しております。勿論、差別、バッシングの類の意図は一切ありません。

紅 （私の事を）ヘイトクライム常習者云々

私 ヘイトクライム常習者を訳すと憎悪犯罪常習者となります。議事録に残ることを承知でそう発言された訳ですが、紅議員ともあろうお方が赤の他人である一市民をして犯罪者しかもその常習者と断定するのは如何なものでしょうか？上記の通り私にはヘイト、バッシング、差別、ましてやクライム（犯罪）などを行った認識も意図も一切ありません。さらにその常習者とはどういう事でしょうか？私をして「日常的に憎悪犯罪を行っている者」という意味と思われませんがそれを具体的にお示しください。

私は生活保護不正受給者の事をして「犯罪の蓋然性が高い者」などと断定は避けています。昨年11月に逮捕された三上さえ逮捕当時は容疑者として犯罪者との断定は避けた上、さらに三上芳●などと人権にも配慮して氏名の一部を伏字にして差し上げてもあります。むしろ上記紅議員の発言こそそれらに該当する可能性が高いと思われませんが、如何でしょうか？

本陳情でいう高額不正受給者とは概ね200万円以上の債務者を指します。

このまま返還がおぼつかなかったり一銭も返還しない状態が続くとさらに逮捕者が出る可能性も否定できません。

「このままだとあなたも三上芳●のように逮捕されるかもしれませんよ、原則通り速やかに全額返還（完納）しなさい」と心を鬼にしつつ愛と優しさも併せ持ち高額不正受給者を一刻も早く救うべきだと思います。

*三上について昨年12月議会（文教福祉常任委員会）で紅議員の質問に対し当局（課長）は「この方は不正受給額がまず高額だったということ。…」と発言されていますが、三上の逮捕容疑額は約164万円です。細部は議事録をご確認ください。

〔当局から受領した情報等（公文書）9枚（すべて陳情趣旨の本文です）〕

*手書き部分については陳情人による加筆です。

- ・ [本文6/15](#)（別紙）外国人世帯、日本人世帯別不正受給未納状況及び保護状況
- ・ [本文7/15](#)（別紙）不納欠損≡不正受給に対する市による債権償却（放棄）状況
- ・ [本文8/15](#)（別紙）過年度国籍別生活保護受給外国人世帯数及びその年代別分布
- ・ [本文9/15](#)（別紙）平成29年度末時点での高額不正受給世帯
（要返還金200万円以上＝ワースト15世帯）
*過年度返還状況等内訳はA世帯のみ抜粋
- ・ [本文10/15](#)（別紙）平成30年度中に新たに発覚した不正受給世帯（要返還金額ワースト5）
*過年度返還状況等内訳は①, ②（ワースト2世帯）のみ抜粋
- ・ [本文11/15](#)（別紙）令和元年度中に新たに発覚した不正受給世帯（要返還金額ワースト5）
*過年度返還状況等内訳はR元-①, R元-②（ワースト2世帯）のみ抜粋
- ・ [本文12/15](#)（別紙）令和2年度中に新たに発覚した不正受給世帯（要返還金額ワースト5）
*過年度返還状況等内訳はR2-①, R2-②（ワースト2世帯）のみ抜粋
- ・ [本文13/15](#)（別紙）令和3年度中に新たに発覚した不正受給世帯（要返還金額ワースト5）
*過年度返還状況等内訳はR3-①, R3-②（ワースト2世帯）のみ抜粋
- ・ [本文14/15](#)（別紙）生活保護費モデル世帯別基準額（令和4年度）

【陳情項目】

表題の通りです。

本文 6/15

外国人世帯、日本人世帯別不正受給未納状況及び保護状況表

	H30年度末(R元年度へ繰越分) (上段)不正受給未納世帯数 (下段)不正受給未納額	R元年度末(R2年度へ繰越分) (上段)不正受給未納世帯数 (下段)不正受給未納額	R2年度末(R3年度へ繰越分) (上段)不正受給未納世帯数 (下段)不正受給未納額	R3年度末(R4年度へ繰越分) (上段)不正受給未納世帯数 (下段)不正受給未納額
外国人世帯 (世帯主が外国籍)	2世帯 (フィリピン2) 981,731円	4世帯 (フィリピン3、ペルー) 1,983,676円	7世帯 (フィリピン3、ペルー1、 ブラジル1、韓国2) 2,285,083円	9世帯 (フィリピン5、ペルー1、 ブラジル1、韓国2) 3,956,913円
日本人世帯	92世帯 101,507,929円	95世帯 115,721,796円	101世帯 126,226,864円	102世帯 135,121,415円
合計	94世帯 (保護43世帯、廃止51世帯) 102,489,660円	99世帯 (保護47世帯、廃止52世帯) 117,705,472円	108世帯 (保護51世帯、廃止57世帯) 128,511,947円	111世帯 (保護61世帯、廃止50世帯) 139,078,328円

H30年度 (上段)世帯数 (下段)保護費	R元年度 (上段)世帯数 (下段)保護費	R2年度 (上段)世帯数 (下段)保護費	R3年度 (上段)世帯数 (下段)保護費
43世帯 96,538,707円	47世帯 102,465,923円	50世帯 102,140,980円	53世帯 112,560,982円
1,712世帯 3,442,207,747円	1,726世帯 3,558,912,658円	1,775世帯 3,666,477,126円	1,792世帯 3,529,470,455円
1,755世帯 3,538,746,454円	1,773世帯 3,661,378,581円	1,825世帯 3,768,618,106円	1,845世帯 3,642,031,437円

※未納世帯数、未納額は過去からの累計数

※R元年度より増加したフィリピン世帯は日本人配偶者の死去により、世帯主がフィリピン人に変更したため。

その他の増加(フィリピン2、ペルー1、ブラジル1、韓国2)は各年度新規発生分。

※世帯数は各年度末時点

※保護費は年間の支給総額

年度別不納欠損(不正受給)金額

H26年度	8世帯 6,240,063円	日本人世帯 7世帯 4,525,938円 外国人世帯 1世帯(フィリピン) 1,714,125円	金銭債権の消滅時効による (地方自治法第236条)
H27年度	4世帯 6,309,116円	日本人世帯 4世帯 6,309,116円	金銭債権の消滅時効による (地方自治法第237条)
H28年度	4世帯 4,037,982円	日本人世帯 4世帯 4,037,982円	金銭債権の消滅時効による (地方自治法第238条)
H29年度	1世帯 395,072円	日本人世帯 1世帯 395,072円	金銭債権の消滅時効による (地方自治法第239条)
H30年度	5世帯 1,074,072円	日本人世帯 5世帯 1,074,072円	金銭債権の消滅時効による (地方自治法第240条)
R元年度	5世帯 1,805,586円	日本人世帯 5世帯 1,805,586円	金銭債権の消滅時効による (地方自治法第241条)
R2年度	9世帯 6,432,058円	日本人世帯 9世帯 6,432,058円	金銭債権の消滅時効による (地方自治法第242条)
R3年度	2世帯 1,755,631円	日本人世帯 2世帯 1,755,631円	金銭債権の消滅時効による (地方自治法第243条)

・保護の支給権(権利がある)日本人と
権利がない外国人に区別して
表示しています。

本文 7/15

令和4年10月27日
習志野市役所健康福祉部生活相談課

不正受給者における過年度不納欠損の令和3年度末時点の生活保護受給状況の資料

不納欠損者を含む世帯の令和3年度末保護状況等

年度	通し番号	欠損処理額	保護の有無	世帯主と欠損時世帯主との続柄・国籍	初度不正受給年月	金額	最新不正受給年月	金額	累積不正受給件数	性別	年齢	状況
H26	1	19,505	無							男	60代	H21死亡
	2	1,714,125	無							女	50代	存命
	3	370,500	無							男	70代	不明
	4	688,745	無							女	50代	存命
	5	428,387	無							女	60代	存命
	6	1,961,042	無							男	70代	H25死亡
	7	284,659	無	本人・日本		保存期間経過			1	男	60代	R3死亡
	8	773,100	無							男	70代	存命
H27	9	2,440,000	無							女	70代	H23死亡
	10	745,000	無							女	60代	H23死亡
	11	2,415,616	無							男	40代	H23死亡
	12	708,500	無							男	20代	不明
H28	13	58,128	無							男	50代	不明
	14	2,043,080	有	本人・日本		保存期間経過			2	女	60代	存命
	15	770,000	無							男	60代	H24死亡
	16	1,166,774	無							男	70代	不明
H29	17	395,072	無							女	50代	存命
H30	18	350,000	無							男	70代	不明
	19	117,815	無							男	70代	不明
	20	73,692	無							男	50代	H29死亡
	21	215,875	無							男	60代	不明
	22	316,690	無							男	60代	H25死亡
R1	23	65,929	無							男	70代	H26死亡
	24	191,794	無							女	50代	不明
	25	330,000	無							男	40代	H27死亡
	26	333,459	無							男	60代	H26死亡
	27	884,404	無							男	60代	不明
R2	28	45,000	無							男	60代	H27死亡
	29	123,429	無							女	50代	存命
	30	303,468	無							女	80代	H31死亡
	31	395,000	有	本人・日本		保存期間経過	H19.11	7,114,718	2	女	50代	存命
	32	427,738	無							男	80代	H27死亡
	33	473,300	無							男	60代	不明
	34	908,765	無							男	70代	不明
	35	1,187,529	無							女	40代	不明
	36	2,567,829	無							男	60代	H29死亡
R3	37	1,440,775	無							男	30代	不明
	38	314,856	無							女	60代	H28死亡

内訳

31			
年度	年度当初額	返還額	年度末未納額
H23	7,114,718	34,718	7,080,000
H24	7,080,000	5,000	7,075,000
H25	7,075,000	26,000	7,049,000
H26	7,049,000	34,000	7,015,000
H27	7,015,000	32,000	6,983,000
H28	6,983,000	29,000	6,954,000
H29	6,954,000	18,500	6,935,500
H30	6,935,500	12,000	6,923,500
R1	6,923,500	16,500	6,907,000
R2	6,907,000	16,500	6,890,500
R3	6,890,500	18,000	6,872,500

・最悪の不納欠損処理
(市による債権放棄)
をした方です

・通し番号14のように2件も
不正受給を行った上、
約205万円の不納欠損処理
を行って、さらに令和3年度末
時点で保護を受給している
方もいます。

- ・ H24年度、H25年度につきまして、不納欠損関係の文書は、保存期間が経過したため、習志野市文書管理規定に基づき廃棄済みとなっております。
- ・ 3名分の詳細に係る文書につきましても同様に、保存期間が経過したため、習志野市文書管理規定に基づき廃棄済みとなっております。
- ・ No.7、14について、これ以降の78条徴収金の発生はありません。
- ・ 死亡者の年齢については、死亡時点の年齢です。

本文 8/15

被保護外国人世帯数（世帯主の国籍・世帯人員）

	令和4年度		令和3年度		令和2年度		令和元年度		平成30年度		平成29年度		平成28年度		平成27年度		平成26年度	
	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員
韓国・朝鮮	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	12	12	11	11	9	9
韓国	13	13	13	13	11	11	10	10	12	12	10	10	/	/	/	/	/	/
朝鮮	2	2	2	2	3	3	4	4	4	4	4	4	/	/	/	/	/	/
中国・台湾	5	7	5	7	4	4	5	6	5	6	5	7	4	7	3	5	2	4
フィリピン	16	19	14	16	13	15	11	18	10	18	12	26	14	30	13	28	11	25
ブラジル	6	9	5	7	5	7	5	7	4	5	4	5	4	5	3	4	2	3
ペルー	7	14	6	13	6	14	5	13	5	12	5	11	4	8	4	9	4	10
エチオピア	1	2	1	2	1	2	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ナイジェリア	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
タイ	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2	3	2	5	2	7
イラン	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	1	2	1	2	1	2
ウクライナ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3	1	3
パキスタン	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	5
カメルーン	1	2	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
スーダン	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	54	71	48	63	44	57	42	61	41	58	43	67	42	68	39	68	34	69

*表1は、各年度7月1日現在で、世帯主が外国人世帯。世帯主の国籍およびその世帯人数の合計
*被保護世帯の主が外国人およびその世帯員数であり、同居の配偶者、子、その他親族が主と同じ国籍とは断定できません。

令和4年度被保護外国人世帯の構成（世帯主の性別・年代）

7月1日現在 表1-2

国籍	性別	10歳未満	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90代
韓国	男						2	1	3	1	
	女				1		2	1	2		
朝鮮	男									1	
	女									1	
中国・台湾	男								1		
	女					2	1		1		
フィリピン	男										
	女				1	3	7	4	1		
ブラジル	男							1	4	1	
	女										
ペルー	男				1		1	1			
	女				1	1	1	1			
エチオピア	男										
	女				1						
カメルーン	男										
	女				1						
ナイジェリア	男							1			
	女										
スーダン	男										
	女				1						
タイ	男										
	女						1				

各年度末現在 表2

年度	世帯数	人員
H26	40	72
H27	43	73
H28	42	67
H29	40	58
H30	44	61
R元	43	63
R2	46	66
R3	49	71

*表2は、3月中に保護を受給した外国人を3月末日でカウントした資料

生活保護状況

年度	世帯数	人員
H29	1,733	2,204
H30	1,755	2,197
R元	1,773	2,226
R2	1,825	2,229
R3	1,845	2,238

保護を受けている、又は
受けていた国籍は
多岐に渡り、
ユーラシア大陸、
アフリカ大陸
南アメリカ等
世界中の方々に
洋用(施設して)して
あげています、

本文 9/15

平成29年度末時点生活保護法第78条徴収金未納者の令和4年7月末状況

単位 (円)

平成29年度末		令和4年7月末					
世帯数	未納額	平成30年度返還額	令和元年度返納額	令和2年度返納額	令和3年度返納額	令和4年度中返納額	未納残額
15世帯 (日本15)	49,299,107	554,000	610,500	658,500	490,000 <small>不納欠損2,567,829円</small>	194,000	44,224,278

(内訳)

単位 (円)

平成29年度末		令和4年7月末					
世帯	未納額	平成30年度返還額	令和元年度返納額	令和2年度返納額	令和3年度返納額	令和4年度中返納額	未納残額
A世帯	6,935,500	12,000	16,500	16,500	18,000	6,000	6,866,500
B世帯	6,605,000	0	60,000	60,000	55,000	0	6,430,000
C世帯	4,513,846	240,000	240,000	240,000	240,000	80,000	3,473,846
D世帯	3,542,016	26,000	24,000	20,000	16,000	26,000	3,430,016
E世帯	3,428,295	0	0	0	0	0	3,428,295
F世帯	3,227,060	20,000	0	0	15,000	30,000	3,162,060
G世帯	2,775,679	0	0	0	0	0	2,775,679
H世帯	2,618,803	0	10,000	70,000	60,000	20,000	2,458,803
I世帯	2,567,829	0	0	0	0	0	0
J世帯	2,480,000	0	0	0	50,000	20,000	2,410,000
K世帯	2,377,660	0	0	0	0	0	2,377,660
L世帯	2,166,350	16,000	20,000	32,000	36,000	12,000	2,050,350
M世帯	2,023,465	0	0	0	0	0	2,023,465
N世帯	2,020,000	0	0	0	0	0	2,020,000
O世帯	2,017,604	240,000	240,000	220,000	0	0	1,317,604

単位 (円)

A			
	年度当初額	返還額	年度末未納額
平成23年度	7,114,718	34,718	7,080,000
平成24年度	7,080,000	5,000	7,075,000
平成25年度	7,075,000	26,000	7,049,000
平成26年度	7,049,000	34,000	7,015,000
平成27年度	7,015,000	32,000	6,983,000
平成28年度	6,983,000	29,000	6,954,000
平成29年度	6,954,000	18,500	6,935,500
平成30年度	6,935,500	12,000	6,923,500
令和元年度	6,923,500	16,500	6,907,000
令和2年度	6,907,000	16,500	6,890,500
令和3年度	6,890,500	18,000	6,872,500
令和4年度	6,872,500	6,000	6,866,500

性別	女
年齢	50代
状況	存命
不正受給開始年月	H19.11
最終不正受給年月	H22.10
完済見込時期	未定

最上段のH29年度末の未納額は約4930万円、令和4年7月末のそれは約4420万円であり、差し引くと約4年半の期間中、

還返したのとは約510万円しかありません。その内不納欠損処理額約260万円が含まれており、雑料に返還したのとは約250万円(返済率は約5%)

よく見てください。

本文 10/15

平成30年度発生生活保護法第78条徴収金未納者の令和4年9月末状況

単位 (円)

平成30年度末		令和4年9月末					
世帯数	未納額	平成30年度返還額	令和元年度返納額	令和2年度返納額	令和3年度返納額	令和4年度中返納額	未納残額
5世帯 (日本5)	7,180,015	20,000	80,010	175,000	290,000	116,000	6,519,005

(内訳)

単位 (円)

平成30年度末		令和4年9月末					
世帯	未納額	平成30年度返還額	令和元年度返納額	令和2年度返納額	令和3年度返納額	令和4年度中返納額	未納残額
①世帯	2,192,740	0	5,000	0	10,000	10,000	2,167,740
②世帯	1,906,125	0	24,010	120,000	90,000	0	1,672,115
③世帯	1,419,236	0	50,000	5,000	70,000	46,000	1,248,236
④世帯	835,651	20,000	0	0	0	0	835,651
⑤世帯	826,263	0	1,000	50,000	120,000	60,000	595,263

単位 (円)

①			
	年度当初額	返還額	年度末未納額
平成30年度	2,192,740	0	2,192,740
令和元年度	2,192,740	5,000	2,187,740
令和2年度	2,187,740	0	2,187,740
令和3年度	2,187,740	10,000	2,177,740
令和4年度	2,177,740	10,000	2,167,740

性別	男
年齢	50代
状況	存命
不正受給開始年月	平成29年4月
最終不正受給年月	平成30年6月
完済見込時期	未定

単位 (円)

②			
	年度当初額	返還額	年度末未納額
平成30年度	1,906,125	0	1,906,125
令和元年度	1,906,125	24,010	1,882,115
令和2年度	1,882,115	120,000	1,762,115
令和3年度	1,762,115	90,000	1,672,115
令和4年度	1,672,115	0	1,672,115

性別	男
年齢	70代
状況	存命
不正受給開始年月	平成27年10月
最終不正受給年月	平成29年7月
完済見込時期	未定

・この内、高額不正受給者は①世帯、不正受給額約20万円弱

本文 11/15

令和元年度発生生活保護法第78条徴収金未納者の令和4年9月末状況

単位 (円)

令和元年度末		令和4年9月末				
世帯数	未納額	令和元年度返納額	令和2年度返納額	令和3年度返納額	令和4年度中返納額	未納残額
5世帯 (日本5)	17,649,974	40,000	200,000	250,000	140,000	17,059,974

(内訳)

単位 (円)

令和元年度末		令和4年9月末				
世帯	未納額	令和元年度返納額	令和2年度返納額	令和3年度返納額	令和4年度中返納額	未納残額
R元-①世帯	10,744,945	0	0	0	0	10,744,945
R元-②世帯	4,410,380	0	0	0	0	4,410,380
R元-③世帯	1,063,277	40,000	200,000	240,000	140,000	483,277
R元-④世帯	774,800	0	0	0	0	774,800
R元-⑤世帯	656,572	0	0	10,000	0	646,572

単位 (円)

R元-①			
	年度当初額	返還額	年度末未納額
令和元年度	10,744,945	0	10,744,945
令和2年度	10,744,945	0	10,744,945
令和3年度	10,744,945	0	10,744,945
令和4年度	10,744,945	0	10,744,945

性別	男
年齢	50代
状況	存命
不正受給開始年月	平成26年12月
最終不正受給年月	令和元年11月
完済見込時期	未定

単位 (円)

R元-② 2件			
	年度当初額	返還額	年度末未納額
令和元年度	4,410,380	0	4,410,380
令和2年度	4,410,380	0	4,410,380
令和3年度	4,410,380	0	4,410,380
令和4年度	4,410,380	0	4,410,380

性別	男
年齢	50代
状況	存命
1件目	
不正受給開始年月	平成26年6月
最終不正受給年月	平成26年6月
完済見込時期	未定
2件目	
不正受給開始年月	平成26年7月
最終不正受給年月	平成30年7月
完済見込時期	未定

、二の内高額不正受給者は
R元-①、R元-②
(約1075万円) (約440万円)
の2世帯です。
、令和4年9月末までに1円も返還していません
お見てください。

還

本文 12/15

令和2年度発生生活保護法第78条徴収金未納者の令和4年9月末状況

単位 (円)

令和2年度末		令和4年9月末			
世帯数	未納額	令和2年度返納額	令和3年度返納額	令和4年度中返納額	未納残額
5世帯 (日本5)	12,281,347	475,072	160,000	145,000	11,976,347

(内訳)

単位 (円)

令和2年度末		令和4年9月末			
世帯	未納額	令和2年度返納額	令和3年度返納額	令和4年度中返納額	未納残額
R2-①世帯	4,246,963	172,072	70,000	20,000	4,156,963
R2-②世帯	2,513,057	20,000	40,000	90,000	2,383,057
R2-③世帯	2,048,992	0	0	0	2,048,992
R2-④世帯	1,956,101	10,000	50,000	35,000	1,871,101
R2-⑤世帯	1,516,234	273,000	0	0	1,516,234

単位 (円)

R2-①			
	年度当初額	返還額	年度末未納額
令和2年度	4,419,035	172,072	4,246,963
令和3年度	4,246,963	70,000	4,176,963
令和4年度	4,176,963	20,000	4,156,963

性別	男
年齢	60代
状況	存命
不正受給開始年月	H30.8
最終不正受給年月	R2.9
完済見込時期	未定

単位 (円)

R2-②			
	年度当初額	返還額	年度末未納額
令和2年度	2,533,057	20,000	2,513,057
令和3年度	2,513,057	40,000	2,473,057
令和4年度	2,473,057	90,000	2,383,057

性別	男
年齢	60代
状況	存命
不正受給開始年月	H29.12
最終不正受給年月	R1.9
完済見込時期	未定

この内高額不正受給者は
 R2-①(約425万円)、R2-②(約250万円)
 R2-③(約205万円)の3世帯です、
 速やかに完納し、逮捕される心配が解放されて
 頂きたいと思っております、

本文 13/15

令和3年度発生生活保護法第78条徴収金未納者の令和4年9月末状況

単位 (円)

令和3年度末		令和4年9月末		
世帯数	未納額	令和3年度返納額	令和4年度中返納額	未納残額
5世帯 (日本5)	12,657,934	135,000	118,890	12,539,044

(内訳)

単位 (円)

令和3年度末		令和4年9月末		
世帯	未納額	令和3年度返納額	令和4年度中返納額	未納残額
R3-①世帯	5,763,890	0	23,890	5,740,000
R3-②世帯	3,037,406	0	0	3,037,406
R3-③世帯	1,382,076	0	0	1,382,076
R3-④世帯	1,386,002	35,000	25,000	1,361,002
R3-⑤世帯	1,088,560	100,000	70,000	1,018,560

単位 (円)

R3-①			
	年度当初額	返還額	年度末未納額
令和3年度	5,763,890	0	5,763,890
令和4年度	5,763,890	23,890	5,740,000

性別	男
年齢	60代
状況	存命
不正受給開始年月	H28.9
最終不正受給年月	R3.2
完済見込時期	未定

単位 (円)

R3-② 2件			
	年度当初額	返還額	年度末未納額
令和3年度	3,037,406	0	3,037,406
令和4年度	3,037,406	0	3,037,406

性別	男
年齢	40代
状況	存命
1件目	
不正受給開始年月	R2.10
最終不正受給年月	R2.12
完済見込時期	未定
2件目	
不正受給開始年月	R2.3
最終不正受給年月	R3.5
完済見込時期	未定

、二の中の高額不正受給者は

R3-① (約580万円)

R3-② (約305万円)

の2世帯です。

、本文 9/15 ~ 13/15 まで全てに於いて「完納」された方は
いないようです。国のいう単年度主義が崩壊している事の
証左だと思われれます。

表 14/15

生活保護費モデル世帯別基準額(令和4年度)

令和4年7月1日時点

モデル世帯	生活保護費基準額(円)		
単身高齢者世帯 (68歳男)	生活扶助費	第1類+第2類	73,590
	住宅扶助費		46,000
	冬季加算(11月~3月)		2,630
	計(住宅・冬季含む)		122,220
高齢者2人世帯 (68歳男) (65歳女)	生活扶助費	第1類+第2類	115,890
	住宅扶助費		55,000
	冬季加算(11月~3月)		3,730
	計(住宅・冬季含む)		174,620
母子3人世帯 (30歳女) (9歳小学生) (4歳子)	生活扶助費	第1類+第2類	140,710
	児童養育加算		20,380
	教育扶助費		3,680
	母子加算		23,600
	小計		188,370
	住宅扶助費		59,800
	冬季加算(11月~3月)		4,240
計(住宅・冬季含む)		252,410	
標準夫婦3人世帯 (33歳男) (29歳女) (4歳子)	生活扶助費	第1類+第2類	141,930
	児童養育加算		10,190
	小計		152,120
	住宅扶助費		59,800
	冬季加算(11月~3月)		4,240
計(住宅・冬季含む)		216,160	
夫婦4人世帯 (35歳男) (30歳女) (9歳小学生) (4歳子)	生活扶助費	第1類+第2類	163,470
	児童養育加算		20,380
	教育扶助費		3,680
	小計		187,530
	住宅扶助費		59,800
	冬季加算(11月~3月)		4,580
	計(住宅・冬季含む)		251,910

・他に特典の存在物もあり、国民健康保険からの脱退、国民年金保険料の納付免除等、金銭的負担(納税義務)がなくなり
 ・特に医療費は健康保険適用分については医療扶助され、これは薬代や入院費まで含む、受給者の負担はゼロになります。

本文15/15

令和5年6月1日

習志野市鷲沼台4-7-7

緒方直行

習志野市議会議長 佐々木 秀一 様